

2-1

地域産業の活性化

施策体系図（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
 ☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）新たな産業の展開

① 地域産業を支える産業施策の推進	☆若者・高齢者の活躍応援プログラム 〔○若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム〕 ※一部事業移行に伴う名称変更
② 創業の促進	○コミュニティビジネスの推進 ☆北区観光力向上プロジェクト 〔○（仮称）北区観光協会の設立〕 ○鉄道のまち北区プロジェクト
③ 北区の魅力を生かした観光の推進	○千客万来 外国人向け観光情報発信事業 ※事業統合

（2）モノづくりの振興

① ものづくりイノベーションの推進	☆ものづくり開発チャレンジ支援事業 〔○大学連携による産業イノベーション創出事業〕
② ものづくり人材・企業の育成	○新製品・新技術開発支援事業 ※事業統合
③ ものづくりのPR・ブランド力の強化	○経営相談総合窓口・産産連携推進事業 ○地域産業の技術・技能承継事業

（3）生活サービス産業の育成

① 魅力ある個店づくりの支援	○北区まちなかゼミナールの開講
② 商店街の新たな魅力づくりの推進	○商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業 ○外国人ウェルカム商店街事業
③ 区民生活を支える産業の振興	☆商店街防災力向上事業

（4）勤労者の働きやすい環境づくり

① 勤労者が安心して働ける環境整備	
-------------------	--

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・産業団体、地域金融機関、NPOは、行政と連携した中小企業者への支援を行う。
- ・区内企業や商店街は、北区産業の担い手として、経営基盤の強化・安定化、将来の事業継続・発展に向け創意工夫とチャレンジに努める。



区（行政）の役割

- ・産業団体、地域金融機関、NPO等の支援機関とのネットワークを強化する。
- ・コーディネーターとして様々な業種の事業者や、区民、大学をはじめとする研究機関等との多様な交流・連携を図り、事業者の生産性の向上や、製品・サービスの高付加価値化に向けた意欲的な取組みを支援する。

北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。
 区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。
 また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

重点施策

★地域産業を支える産業施策の推進

⇒売り上げ拡大や販路開拓につながる具体的な支援を伴走型で行うf-Biz（エフビズ）モデル等の事例を参考に検討し、ワンストップ相談窓口の強化を図る。

★ものづくりイノベーションの推進

⇒AI等の先端技術の活用や生産性の向上、製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーションの実現に向け、先端技術活用推進事業（AI・ロボット・IoTセミナー）等の推進により、区内企業の新たな事業展開に向けた積極的な取組みを促進する。

★魅力ある個店づくりの支援

⇒商店街を取り巻く環境は厳しくなっており、これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になりつつあることから、商店街を構成する意欲ある個店の活性化に向け、個店の魅力づくりへの意欲的な取組みを支援する。

★勤労者が安心して働ける環境整備

⇒働く意欲がある方が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、誰もがいきいきと生活できる社会をめざすため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を事業主に情報提供し、意識改革を推進する。
 また、従業員にもワーク・ライフ・バランスの考え方を広める。

(1) 新たな産業の展開

①にぎわいと雇用が創出される ②区内開業率が向上する ③定住人口・来街者が増加する

【基本計画2015の実績評価】

①経営全般、販路開拓から技術の相談まで一体的に行えるワンストップ相談窓口を設置した。また、景気動向に合わせ、融資あっせん制度を拡充した。
②起業を支援するため、起業セミナー等を実施した。また、地域内雇用の促進を図るため、都補助金の活用や関係団体との連携強化を図った。
③東京北区観光協会を設立し、観光ホームページをリニューアルする等、情報発信を充実した。

①融資あっせん件数は減少したが、相談件数は一定水準で推移している。また、区内中小企業は国・都補助金を獲得し、設備投資等につながった。
②「北区創業支援事業計画（平成27年度）」策定以来、コミュニティビジネス（※1）を含めた創業者が増加傾向にある。また、就労関連のセミナー参加者が増加している。
③観光ホームページのアクセス回数や観光ガイドマップの配布数が増加している。また、観光ボランティアガイド利用者数及び区内入込客数が増加している。

①各種相談員の連携した支援、中小企業者の円滑な資金調達支援につながった。
②「北区創業支援事業計画」を基に、区内創業支援機関と連携し、創業しやすい環境を整備する。
失業率が改善する一方、企業の人材確保が困難であるため、区内中小企業の視点に立った人材確保支援を推進する。
③「観光振興プラン後期計画 平成30年度～32年度（平成30年3月）」に掲げた重点戦略に基づき、東京北区観光協会と連携して観光施策を推進する必要がある。

【今後の課題】

①中小企業の生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を支援するため、経営全般、販路拡大等の相談を一体的に行えるワンストップ相談窓口の充実・強化が課題である。
国の法改正や景気動向に合わせた融資制度の運用が求められている。
雇用市場において「売り手市場」が続き、新規求人数が大幅に増加する一方、多くの産業における必要な労働力不足が顕在化していることが課題である。
②創業を志してから事業が安定するまでの経営課題に対応したきめ細かな支援や潜在的創業者に対する創業への関心を高めることが求められている。
地域特性を踏まえたコミュニティビジネスの振興が課題である。
多様化する創業ニーズに対応した創業支援を提供する環境の充実を図る必要がある。
区内の産業・経済団体、金融機関等の創業支援機関が相乗効果を発揮できる体制が必要である。
③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、国、東京都、周辺自治体が積極的に観光振興に取り組んでいるため、交流人口の獲得をめぐる地域間競争の激化への対応が課題である。

【基本計画2020に向けて】

生産性向上につながる支援や相談体制の充実を図る。また、ハローワーク等の関係団体と連携して、区内中小企業の雇用情勢に対応した柔軟な事業展開を推進する。また、創業希望者への直接的な創業支援の充実に加え、創業に関する普及啓発に取り組む。さらに、公民連携による観光の魅力発信を推進・強化する。

【施策の方向性】

①地域産業を支える産業施策の推進
経済動向や経営環境の変化、国の動向に対応した利便性の高い相談体制の構築、融資制度の充実、産業・経済団体、金融機関等の関係機関が連携した支援を行う。
雇用情勢の変化に合わせ、若者や女性を中心とした就労支援事業に加え、企業の人材確保・定着支援等の柔軟な事業展開を推進する。
②創業の促進
創業者の成長段階に応じた支援を行うとともに、潜在的創業者のモチベーション喚起等、創業へのチャレンジ環境の整備に取り組む。
担い手として期待される高齢者・女性・若者によるコミュニティビジネス創業支援に取り組む。
区内における創業支援環境の充実を図る。
地域金融機関をはじめとする創業支援機関との連携強化に取り組む。
③北区の魅力を生かした観光の推進
訪日外国人旅行者数の増加や地域間競争の激化等の北区観光を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京北区観光協会と連携し、北区観光の魅力の効果的な発信に取り組む。

【取組み例】

①具体的な支援を伴走型で行うf-Biz（エフビズ）モデル（※2）等の事例を参考に伴走型の相談窓口の構築を検討する。また、融資制度の充実、関係機関の連携を強化する。
区内中小企業の人材確保を支援するため、ハローワークや東京しごと財団との連携を強化し、より効率的・効果的な事業を推進する。
②起業家の成長段階に応じたセミナー・相談の実施や創業意欲の喚起と創業気運醸成を図るビジネスプランコンテスト等を開催する。
コミュニティビジネス創業の支援団体や事業者等で構成するコミュニティビジネス創業支援ネットワークを構築する。
創業支援施設ネスト赤羽の業種や業態等に応じた機能の拡充や民間創業支援施設との連携による取組みを推進する。
創業支援機関の強みを生かし、連携起業入門セミナー等、効果的な共同事業の推進を検討する。
③北区観光を牽引する役割を担う東京北区観光協会と連携し、北区ならではの観光コンテンツ（産業遺産、鉄道、水辺）を充実させ、回遊観光を促進し、公民連携による魅力発信を推進する。

【社会動向】

【国】①生産性向上や製品・サービスの高付加価値化につながる積極的な投資、IT導入等の促進 ②〈創業〉平成30年7月産業競争力強化法の改正〈就労〉働き方改革補助事業の拡充、女性・若者・高齢者・外国人等の多様な働き手の活躍
【東京都】③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催。
【区】①「北区産業活性化ビジョン2018（平成30年3月）」で掲げた重点戦略の推進 ②〈創業〉国の産業競争力強化法に基づき、平成27年度に策定した「北区創業支援事業計画」を推進。〈就労〉雇用情勢の変化に対応した支援策への転換の推進③「観光振興プラン後期計画」の重点戦略の推進。
⇒①生産性向上等の支援や相談体制の充実が必要である。②〈創業〉国の開業率10%というKPIの達成に向けた支援策が必要である。〈就労〉東京都の補助事業の動向を見据え、事業の見直しが必要である。③観光をめぐる地域間競争の激化に即応し、訪日外国人旅行者への対応をしなければならない。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○産業活性化のための重点施策の「区の産業のため、区が力をいれるべきだと思うこと」
コミュニティビジネスへの支援（21.0%）、起業家への支援（20.7%）
⇒コミュニティビジネス等の創業支援施策の充実を図る必要がある。
○観光振興のための重点施策の「観光振興に関する取組みの中で、重視すべきだと思う取組み」
観光イベントの開催・支援（27.9%）、ものづくり現場の見学・体験（26.2%）情報の発信の充実（22.8%）
⇒北区観光の魅力を効果的に発信するため、様々な観光振興施策を推進しなければならない。

【重点施策】

★地域産業を支える産業施策の推進
⇒売り上げ拡大や販路開拓につながる具体的な支援を伴走型で行うf-Biz（エフビズ）モデル等の事例を参考に検討し、ワンストップ相談窓口の強化を図る。

【単位施策の変更】

「創業及び雇用の促進」を分け、雇用の促進は「①地域産業を支える産業施策の推進」に吸収し、創業促進は「②創業の促進」として独立させた。

(2) モノづくりの振興

区内ものづくり中小企業の発展、ものづくり都市としての認知が向上する

【基本計画2015の実績評価】

中小企業の相談をワンストップで受け、技術相談員・販路拡大コーディネーター（※3）がお互いに連携し、支援施策の発信や相談者の課題解決を支援した。また、様々な補助金の活用や定期的なセミナー等の開催をした。さらに、きらりと光るものづくり顕彰や企業・大学・行政の連携による大学ゼミ生のプレゼン大会を開催した。



新製品・新技術開発支援事業を中心とした区の補助金の活用により、区内企業のさらなる活性化につながった。また、きらりと光るものづくり顕彰の開催により、北区のものづくりの魅力を積極的に発信することができた。

生産性の向上、事業承継・人材不足への対応、ブランド力の強化といった様々な問題を解決するため、ワンストップ相談窓口を中心に、さらに多くの企業に対し支援施策を発信し、活用してもらうことが課題である。

【社会動向】

【国】新たな有望成長市場を創出するため、AI、ロボット、IoT（※4）等を活用する「第4次産業革命」を推進している。第4次産業革命は、生産性の向上や製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーション（※5）の実現等に向け、大きな効果を生み出すものとして期待されている。

【区】「北区産業活性化ビジョン2018（平成30年3月）」でAI・ロボット・IoT等の先端技術の活用、事業承継の支援、人材の確保への取組みの重要性を提言している。

⇒区内事業者や企業の分野を横断した交流・連携等を通じて、新分野への事業展開、製品・技術の高付加価値化やイノベーション等を推進する取組みが求められている。

【今後の課題】

①AI・ロボット・IoT等の先端技術を活用した生産性向上や新製品・新技術の開発に加え、企業間連携の活発化や大学をはじめとする研究機関の研究シーズ（※6）活用の促進等、企業の高付加価値化に向けた取組みが重要である。

②北区産業をけん引するリーディング企業の育成や経営基盤の強化を図るための事業承継、人材不足への対応が必要である。

③区内企業が持つ優れた製品や技術を区内外に向けて効果的に発信し、ブランド力の強化を図ることが必要である。

【各種調査結果から】

【2017年版中小企業白書（中小企業庁）】
○新事業展開に取り組む企業は、取り組んでいない企業に比べ、経常利益率が増加傾向にある。
⇒区内企業の新製品開発等の新事業展開やそのための販路開拓を促進する必要がある。

【産業活性化ビジョン基礎調査（平成28年11月）】
○事業経営上の課題として、「従業員の高齢化」、「価格競争の激化」、「受注の確保」が回答の上位を占めた。
⇒高齢化、人材不足に伴う事業承継、人材確保支援、先端技術を活用した生産性向上、高付加価値化に向けた支援を推進する必要がある。

【人口推計調査（平成29年度）】
○生産年齢人口は、平成40年に235,366人となりピークを迎えるが、その後減少に転じる。
⇒経営者・従業員の高齢化や人材不足に伴い、事業承継の支援や、人材の確保・育成支援等を推進する必要がある。

【基本計画2020に向けて】

区内事業者や企業の分野を横断した連携支援等を通じて、新分野への事業展開や製品の高付加価値化、イノベーション等を促進する。
意欲ある事業者の交流・取組みを推進し、北区産業のけん引役となるリーダー、グループの育成を図る。

【施策の方向性】

①ものづくりイノベーションの推進

AI・ロボット・IoT等の先端技術の活用や販路の拡大・開拓等、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図る。また、区内企業と大学をはじめとする研究機関をつなぎ、産学連携や企業同士の交流・連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術の開発を促進する。

②ものづくり人材・企業の育成

企業間交流の推進やマッチング支援等の取組みを通じてリーディング企業の育成を推進する。また、事業承継の支援、事業展開を支える人材の確保や育成に対する支援等に取り組むことで、企業経営の基盤強化・安定化を図る。

③ものづくりのPR・ブランド力の強化

区内企業の共同開発等によるオンリーワン製品や技術等の産業ブランドの構築を推進し、「北区のものづくり」の魅力を国内外に向けて積極的に発信する。

【取組み例】

①AI、ロボット、IoT等の先端技術の先端技術の活用や区内企業の新事業展開を支援・促進する。また、産学連携や企業間連携を促進し、製品や技術の高付加価値化を図る。さらに地域に根差した大学との連携支援やベンチャー企業への支援を検討する。

②東京北みらい塾の開講等により、将来の北区産業をけん引するリーディング企業・グループの育成に取り組む。また、産業団体等との連携による事業承継や人材育成・確保の支援を検討する。

③商工業魅力発信事業やものづくり企業の情報発信・連携強化等により、ものづくり企業の魅力を発信し、「北区のものづくり」のブランド化を推進する。

【重点施策】

★ものづくりイノベーションの推進

⇒AI等の先端技術の活用や生産性の向上、製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーションの実現に向け、先端技術活用推進事業（AI・ロボット・IoTセミナー）等の推進により、区内企業の新たな事業展開に向けた積極的な取組みを促進する。

【単位施策の変更】

- ①ものづくりイノベーションの推進
- ②ものづくり人材・企業の育成
- ③ものづくりPR・ブランド力の強化

・・・「①技術の高度化」と「②地域・企業間等の多様な連携の促進」から再編

(3) 生活サービス産業の育成

魅力ある個店及び活気ある商店街がつけられ、まちが活性化

【基本計画2015の実績評価】

「にぎわい再生プロジェクト推進事業」では、商店街のにぎわいを再生するため、アドバイザーを派遣するとともに、今後の方向性や取組みを示す計画の策定・事業実施の支援を行った。また、商店主が講師となる「北区まちなかゼミナール」を開講し、商店・商店街のファンづくりを促進した。「外国人ウエルカム商店街事業」では、外国語会話ができなくても接客対応ができる指差しボードを作成し、商店街での活用を図った。

「にぎわい再生プロジェクト推進事業」では、事業実施商店街数が増加し目標値に近づいている。また、商店街数が減少傾向にあることは今後も大きな課題であるが、「まちなかゼミナール」は参加個店数・受講者数ともに毎年順調に増加しており、人材を生かした個店づくりとしてとても有効であった。さらに、「外国人ウエルカム商店街事業」で作成した指差しボードは各個店で広く用いられ、大変好評であった。

商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているが、商店街は、地域の安全・安心やコミュニティ形成の場としての役割を担っており、区民が集い、にぎわう生活の場となることの必要性は高い。区が、商店街、個店の活性化を支援し、魅力ある商店街・個店づくりを進めることは重要である。

【今後の課題】

①商店街の顧客離れや後継者不足による廃業、高齢化による担い手不足等、商店街を取り巻く環境は厳しいものとなっており、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定させる取組みが重要となっている。

②インターネット購買の普及等による顧客離れや、商店街を担う人材の高齢化や後継者不足による廃業が進んでおり、商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成が課題となっている。
また、区内観光資源等の活用や、商店街同士・地域・学生等との連携による新たな来街者の獲得に取り組む必要がある。

③少子高齢化が進展し、区民一人ひとりのライフスタイルやニーズが多様化する中、日々の暮らしの利便性の向上につながる商業や福祉、教育、生活関連サービス等の区民生活に不可欠な産業の振興・支援が重要となっている。

【基本計画2020に向けて】

商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みを推進するとともに、商店街のけん引役となるリーダーの育成や多様な主体との連携・協働による商店街の新たな魅力づくりを推進する。さらに、区民生活の利便性の向上につながる生活に密着した産業の振興・支援を図る。

【施策の方向性】

①魅力ある個店づくりの支援

個店同士が連携して取り組む商品開発や魅力的なサービスの提供、販路拡大等、個店のファン獲得および来街者の増加につながる、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援する。

②商店街の新たな魅力づくりの推進

区民に選ばれる商店街を目指して、魅力ある商品やサービスを生み出していく意識と意欲を持った商店街のけん引役となるリーダーや若手事業者の育成を推進するとともに、地域資源、来街者等の商店街独自の強みを生かした特徴的取組みや商店街同士・地域・学生等との連携や協働による取組みを支援することで、商店街の新たな魅力づくりを推進する。

③区民生活を支える産業の振興

区民にとって暮らしやすい地域を形成するために、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興・支援を図る。

【取組み例】

①意欲ある個店グループが行うイベント等の取組みに要する経費の一部助成や個店同士の情報交換のため、北区個店交流会を開催する。また、商店街空き店舗での起業者に対する家賃の一部補助及び経営アドバイザーの派遣や、商業者主体によるまちなかゼミナールの開催支援を実施する。

②商店街加入の若手事業者グループの意欲的な取組みに対する補助や商店街の課題解決を支援する相談員・専門家の派遣を実施する。地域の特色を生かした商店街の取組みを推進するため、企業、学生、団体等の外部人材との連携促進策を検討する。

③商店街等が地域ニーズを調査・把握する取組みの支援や、区民生活に密着したサービス事業者の空き店舗等への誘導策を検討する。
さらに、世代別のニーズにきめ細かく対応するため、経営相談等の実施による生活密着型サービスの展開を支援する。

【社会動向】

【国・東京都】

商店街が直面する重要な課題の解決に結び付く取組みを支援し、全国商店街支援センター等と連携しながら効果的な振興策の実現を目指している。

【区】

区内の小売業の事業所数（商店数）、従業員数、年間商品販売額は、減少傾向にある。

ライフスタイルやニーズは多様化しており、区民生活に密接に関連したサービス産業の振興が重要となっている。

⇒これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になっており、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高める取組みが必要である。

少子高齢化が進展するなか若年層・子育てファミリー層の定住化に向け、区民生活の利便性につながるサービス業等の振興・支援が必要である。

【各種調査結果から】

【産業活性化ビジョン基礎調査（平成28年11月）】

○なるべく地元で買い物したいという回答が約6割ある。
⇒商店街に対する好意的な意見も多数あることから、細かな消費者のニーズに対応した商店街づくりに向けた支援を推進する。
○商店街が抱える現在の課題として、「個店の後継者問題」「商店街組織の人材問題」「来街者の減少」が上位を占めた。
⇒魅力ある個店づくりに向けた支援や商店街のけん引役となるリーダー・若手事業者の育成を推進する。

【人口推計調査（平成29年度）】

○348,030人（平成30年1月1日現在）の人口は、平成40年をピーク（362,006人）に、その後は減少局面になる。
⇒人口減少局面を見据え、各商店街の強みを生かした取組みを支援し、区民に選ばれる魅力ある商店街・個店づくりや区民生活に密着した教育や福祉等のサービス業等の振興・支援を推進する。

【重点施策】

★魅力ある個店づくりの支援

⇒商店街を取り巻く環境は厳しくなっており、これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になりつつあることから、商店街を構成する意欲ある個店の活性化に向けて、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援する。

【単位施策の変更】

- ①「魅力ある個店づくりの支援」
・・・「人材を生かした個店づくり」から名称変更
- ②「商店街の新たな魅力づくりの推進」
・・・「活気あふれる商店街づくり」から名称変更
- ③「区民生活を支える産業の振興」
・・・「地域に根ざした商業振興」から名称変更

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

企業や従業員がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解することにより、企業の生産性が高まり、社会全体が活性化される

【基本計画2015の実績評価】

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業については、区報やHPによる広報に加え、産業団体の協力を得て周知啓発に取り組んでいる。



平成29年度には認定企業が5社となり、目標である3社を上回る数字となった。なおアドバイザー派遣についても3社となり、前年度の件数を上回っている。

ワーク・ライフ・バランスの考え方自体はここ数年で社会的な認知は進んでいる状況である。

スペースゆうでは、中小企業の経営者や労働担当者向けのワーク・ライフ・バランスに係る講座を実施し、平成29年度は20名程度の参加があった。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、継続的に取り組むべき事業であるが、応募企業が少ない年もあり、周知やPRにさらに工夫が必要である。

また、ワーク・ライフ・バランスの考え方は浸透してきているが、国の働き方改革や女性の活躍推進等を受けて、就労形態の多様化に伴う保育サービスや介護サービスの充実を図るとともに、女性の活躍推進に向けた施策を充実させる必要がある。

【社会動向】

【東京都】ライフ・ワーク・バランスの推進として、企業向けの実践プログラムの提供、中小企業支援助成金事業、コンサルタントによる助言指導を行っている。

【区】北区男女参画行動計画の目標の一つに「仕事と家庭・地域生活を両立できる社会」を置いており、その目標に基づいて施策を実施している。

⇒ワーク・ライフ・バランスに対する認知度が高まっているが、国の働き方改革や女性の活躍推進法を受けた見直しなどが必要となる。

⇒女性の活躍推進については時限立法であるが、今後については国の動きを見極めながら対応する。

【今後の課題】

①ワーク・ライフ・バランスについての認知度は広がっているが、区として地域の特徴を踏まえた企業向けの講座等、啓発活動に取り組む必要がある。

ワーク・ライフ・バランスに係るアドバイザー派遣については申請件数が少ないことが課題となっており、企業側からも従業員に向けてワーク・ライフ・バランスの考え方を周知することにより、制度の浸透を図る必要がある。

【基本計画2020に向けて】

企業に対してワーク・ライフ・バランスへの取組みの必要性を理解してもらうため、区内産業団体を通じて広報活動を継続実施する。従業員に対しては、仕事に対する取組み方を見直してもらうため、ワーク・ライフ・バランスへの考え方の周知を進める。

【施策の方向性】

①勤労者が安心して働ける環境整備

様々な仕事に就いている労働者が、仕事と生活がバランスよく両立されていて充実した生活を送ることができるよう、またセクハラやモラハラ、マタハラなどのハラスメントのない働きやすい職場環境となるよう、企業主に対して啓発を行う。

【取組み例】

①ワーク・ライフ・バランスについて、企業に対しては認定制度や認定制度に向けたアドバイザー派遣制度を区内産業団体を通じて広報を行う。そのほか、ワーク・ライフ・バランスに関する講座についても継続して行う。

ハラスメントについても会社によっては従業員が声を上げにくい環境にあるため、行政での相談窓口に関する情報を提供する。

従業員に対しては、スペースゆうでの啓発講座を通じて、ワークライフバランスの考え方を理解してもらい、今後の生活に生かしてもらうよう啓発を行う。

【重点施策】

★勤労者が安心して働ける環境整備

⇒働く意欲がある方が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、誰もがいきいきと生活できる社会をめざすため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を事業主に情報提供し、意識改革を推進する。また従業員にもワーク・ライフ・バランスの考え方を広める。

【各種調査結果から】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】
○介護と仕事の両立のために職場の理解が欠かせないと考える人と、子育てと仕事の両立のためには育児休暇などの法整備が必要と考える人の割合が半数を超えていた。

⇒ワーク・ライフ・バランス推進には、法制度と職場環境の改善が重要であることが数字から読み取れた。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○女性が活躍する社会のための重点施策の質問の中で、女性の就労における相談態勢の充実が約25%と高く、ワークライフバランスを推進する企業への支援が16.1%となっている。

⇒女性をはじめとする従業員やワーク・ライフ・バランス推進企業への支援が求められている。

2-2 コミュニティ活動の活性化

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）コミュニティ活動の支援

① 地域活動・交流の促進	○地域のきずなづくり推進プロジェクト
② 様々な活動主体による連携・協力への支援	
③ 協働推進体制の充実	

（2）コミュニティ施設の充実

① コミュニティ活動の場の整備	○町会・自治会会館建設等助成 ○区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
② 区民主体の施設運営の推進	
③ 施設の適正な配置と維持・管理の推進	

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・近隣のつながりや町会・自治会活動に関心を持つ。
- ・NPO・ボランティア団体は地域円卓会議や講演会等に積極的に参加し、地域団体同士が知り合い、連携・協力できるきっかけを作り、主体的に課題解決をしていく。
- ・北区NPO・ボランティアぶらざは、地域活動団体同士が連携できるコーディネートをしていく。
- ・相互の交流及び自主活動を行う場としてコミュニティ施設を活用する。



区（行政）の役割

- ・地域を知り関心をもつきっかけづくりと積極的な情報発信に取り組む。
- ・NPO・ボランティア団体等が地域の課題解決に主体的に取り組めるための環境整備や活性化に向けた支援策を展開する。
- ・北区NPO・ボランティアぶらざがコーディネート機能を発揮できるよう、支援を行う。
- ・社会状況の変化に対応したコミュニティ施設の利用を推進し、施設として望ましい機能を検討する。

北区基本構想

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。
あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。
また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

重点施策

★地域活動・交流の促進

⇒地域の特性や問題点は様々で、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びつかない場合も多いことから、その時代のニーズに応じた効果の高いテーマの講演会、講座を開催することで地域活動の活性化につなげる。

★様々な活動主体による連携・協力への支援

⇒町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題は多様化（町会・自治会加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方等）している。それぞれの地域の課題解決に資する地域活動団体同士を地域活動拠点としての地域振興室でつなぎ合わせ、北区NPO・ボランティアぶらざのコーディネート力や相談機能も生かしつつ、課題を解決する。

★施設の適正な配置と維持・管理の推進

⇒区民により身近な施設となるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、適正な施設の配置を図るとともに、既存の施設については、計画的に維持・管理を推進する。

(1) コミュニティ活動の支援

地域に関心が向く区民が増え、地域コミュニティ活動が活性化

【基本計画2015の実績評価】

地域振興室ごとの地域円卓会議(※7)は平成29年度は7地域、平成30年度は14地域で開催している。ふるさと北区区民まつり開催の10月を「北区きずなづくり月間」と称し、講演会等を開催している。町会・自治会向けの講座、講演会についても運営ノウハウ講座やIT支援講座などテーマを変えて毎年行っている。



地域円卓会議は現在北区内19地域の内、14地域で開催され、順調に推移している。地域によってはテーマ(防災等)を決めて地域円卓会議内で深く話し合うことができています。町会・自治会向けの講座、講演会も当初計画より多い参加人数となっている。

地域円卓会議の開催地域が広がり、地域への一定の愛着醸成につながっている。町会・自治会向けの講座を開催し、一定の参加者があるが地域活動の活性化、若年層や団塊の世代の加入促進には至っていない。現在は北区NPO・ボランティアぶらざからの発信事業は多くあるが、地域団体のネットワーク化の充実には至っていない。

【今後の課題】

- ①地域それぞれに地域の特性や問題点があり、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びついていない。
地域活動参加のきっかけづくりのために多様なツールを活用しながら、地域情報を発信する必要がある。
- ②町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題が、町会・自治会の加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方など多様化している。
- ③以前から活動しているNPO・ボランティア団体の一部は、区の基金を財源とする活動費助成事業を利用しているが、新規団体の応募は少なく、協働事業につながらない。

【基本計画2020に向けて】

住みよいまちづくりに主体的に取り組める組織強化を推進し、区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなを確かなものにする。

【施策の方向性】

- ①地域活動・交流の促進
区民の地域コミュニティに対する関心を高め、地域の連帯意識を醸成する。
地域課題を把握し、その特性に合わせた施策を展開する。
- ②様々な活動主体による連携・協力への支援
多様化する地域の問題に対して、町会・自治会や地域活動団体が協働して取り組めるようにする。
- ③協働推進体制の充実
北区NPO・ボランティアぶらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施する。また、NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行う。

【取組み例】

- ①区民向け講座や町会・自治会向け講座等を開催する。
地域課題に合わせたテーマのシンポジウムや講演会を開催する。
北区公式ホームページ、Twitter、Facebook等を積極的に活用した地域情報の発信を行う。
- ②地域円卓会議を開催する。
地域活動拠点としての各地域振興室の総合調整機能を充実させる。
北区NPO・ボランティアぶらざの機能を強化する。
- ③中間支援組織としての北区NPO・ボランティアぶらざの相談・支援により設立された団体を、区との協働事業へつなげるしくみづくりを行う。

【社会動向】

【東京都】地域の課題解決プロボノプロジェクト(※8)、地域活動支援アドバイザー派遣(※9)など、町会・自治会を支援する取組みが進められている。

【区】地域円卓会議では、地域の課題共有や情報交換ができる。北区NPO・ボランティアぶらざでは、各種講座を開催し、地域の担い手作りの支援を行っている。

⇒地域活動団体(※10)同士が連携できるように地域円卓会議を引き続き開催する。
時代のニーズに合わせたテーマでの講座、講演会を開催する。

【各種調査結果から】

【北区人口推計調査(平成29年度)】
○高齢者人口は平成30年に25.3%、平成40年に23.2%となり、平成50年には24.8%まで増加する。

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】
○区政参画、地域活動に参加したことが「ある」人は14.8%、参加したことが「ない」人は18~29歳で96.3%、30~39歳で95.0%となっている。
○参加しない理由は、「家事や仕事が忙しく時間がない」が34.7%、「きっかけがない」が30.6%、「興味がない」が15.7%となっている。

⇒若年層も含めた区民全体が興味を持つ講座・講演会を開催する。

【重点施策】

★地域活動・交流の促進

⇒地域の特性や問題点は様々で、画一的な講座、講演会のテーマでは地域活動の活性化に直接結びつかない場合も多いことから、その時代のニーズに応じた効果の高いテーマの講演会、講座を開催することで地域活動の活性化につなげる。

★様々な活動主体による連携・協力への支援

⇒町会・自治会やNPO・ボランティア団体等の課題は多様化(町会・自治会加入率の低下、新たな担い手の不足、外国人区民への理解と接し方等)している。それぞれの地域の課題解決に資する地域活動団体同士を地域活動拠点としての地域振興室でつなぎ合わせ、北区NPO・ボランティアぶらざのコーディネータや相談機能も生かしつつ、課題を解決する。

(2) コミュニティ施設の充実

施設の適正な維持・管理、運営により、地域コミュニティ活動が活性化する

【基本計画2015の実績評価】

学校施設等の地域開放については、「なでしこ小学校（志茂ふれあい館併設）」の整備を実施した。高齢化に伴う担い手不足による自主管理（指定管理）の返上により、堀船ふれあい館が直営化した。



なでしこ小学校（志茂ふれあい館併設）の地域開放スペースにより、新たなコミュニティの創設が期待される。

各ふれあい館の貸出施設について、北区全体のふれあい館平均利用率の推移は平成27年度39.4%、平成28年度37.6%、平成29年度40.6%となっており、概ね横ばいである。

高齢化による施設管理の担い手不足や利用者ニーズとのギャップにより、コミュニティ施設利用者の減少が懸念される。現状までの利用状況及び施設の管理状況等を踏まえ、桐ヶ丘をはじめとする区民センターの整備に生かしていく。

現状の各施設の建物等劣化状況の確認を行うとともに、用途や仕様などを検討したうえで、施設改修を進めていく。

【今後の課題】

①地域コミュニティ活動の促進には、利用者のニーズ等に対応した活動の場が求められている。

②地域住民の高齢化等に伴い、担い手不足が顕著になっている地域がある。

自主管理団体により、施設の運営が統一されていない。

③施設が一斉に老朽化を迎え、計画的に改修等を行っていく必要がある。

利用者の利用形態等の変化に伴う施設の機能更新等の要望について、検討する必要がある。

【基本計画2020に向けて】

区民により身近で、多世代にわたり快適に利用される施設となるよう、地域住民による自主管理を推進しながら、安心して快適に利用できる施設をめざす。

【施策の方向性】

①コミュニティ活動の場の整備

地域を舞台に様々な活動を行う団体等に対し、活動の場を提供することで、自主的な活動を推進する。

②区民主体の施設運営の推進

区民により身近な施設となるよう、地域の担い手が不足している施設などについても、新たな担い手を募り、地域住民主体の施設運営を推進する。

③施設の適正な配置と維持・管理の推進

施設の集約化・複合化により、コミュニティ活動拠点として機能の充実を図る。
利用者が施設を安心して快適に利用できるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、計画的な修繕、改修等を実施する。

【取組み例】

①多様な地域活動を支援し、区民等の活動の場、相互交流を促進する場としてコミュニティ施設の機能の充実を図る。

②基本的な施設の管理・運営方法の統一を図り、施設運営の負担等を軽減させる。

③「北区公共施設再配置方針」、「北区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設のあり方を検討する。
改修の際には利用者のニーズ等も踏まえた施設をめざす。
施設の予防保全・事後保全に努め、長寿命化を図る。

【社会動向】

【国】平成25年11月に、国民の安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減等を目的とした「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体には総合管理計画の策定を要請した。

【区】国の要請等を踏まえ、平成29年2月に「北区公共施設等総合管理計画」を策定した。

利用者の利用形態等の変化に伴い、施設改修の要望などがある。

⇒「北区公共施設等総合管理計画」を基本方針とし、各施設における予防保全・事後保全を行うことで、施設の長寿命化を図る。施設利用用途の精査を行うために利用者や地域からの意見収集を行い、ニーズを踏まえた施設を検討する。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「公共施設にかかる経費削減について」に関する設問の回答の内、「公共施設に対する区民の新たなニーズに対して、新しい施設を建てず、今ある施設の用途を変更して対応することで、施設の建設経費を削減する」が前回より5.3ポイント増加している。

⇒必要な改修等の機会を捉え、施設の更新や新たな機能を付加することを求める傾向が増えている。高齢者だけでなく多世代での利用等について、和室を洋間化するなど、改修の機会に合わせて新しい施設のあり方を検討する。

【重点施策】

★施設の適正な配置と維持・管理の推進

⇒区民により身近な施設となるよう、施設状態や利用者のニーズ等の把握に努め、適正な施設の配置を図るとともに、既存の施設については、計画的に維持・管理を推進する。

2-3

個性豊かな地域文化の創造

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業 ☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）個性豊かな文化の創造と発信

①	地域の個性を生かした文化芸術の創造	○地域で受け継ぐ文化芸術の創造 ○文化芸術の「卵」育成事業 ○北とぴあの改修
②	北区らしい文化芸術活動の発展・支援	
③	様々な文化芸術に触れる機会の拡大	
④	文化芸術を支えるしくみの構築	

（2）歴史的文化の継承と活用

①	歴史的文化の継承と活用
---	-------------

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・地域ゆかりの文化に興味・関心をもつ。
- ・区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流を行い、ネットワークの充実を図る。
- ・家に伝わる民具等の身近な文化財に目を向ける。
- ・地域に伝わるお祭りや伝統行事を見学に行ったり、積極的に参加する。



区（行政）の役割

- ・（仮称）芥川龍之介記念館をはじめ、田端文士村記念館、旧古河庭園等を中心に、地域ゆかりの文化を区民に伝える。
- ・北区文化振興財団と連携しながら、文化芸術が身近なまちづくりを推進する。
- ・区民が文化芸術に親しむ環境を整えるとともに、地域の活性化と文化芸術の振興を図る。
- ・文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努める。
- ・飛鳥山博物館における展示や教育普及活動の充実を図る。
- ・地域文化の保存・継承等の活動を支援していく。

北区基本構想

グローバル時代にあつてこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。
 北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくりまします。
 区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。
 また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

重点施策

★地域の個性を生かした文化芸術の創造

⇒（仮称）芥川龍之介記念館を開設し、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進める。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えた改定後の「北区文化芸術振興ビジョン」に基づき、文化施策を進める。

★文化芸術を支えるしくみの構築

⇒文化芸術活動拠点ココキタで行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携を図る。

★歴史的文化の継承と活用

⇒歴史的文化の継承と活用を行うため、その歴史的価値や社会的価値を周知する。国史跡中里貝塚の保存と活用を進める。

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

個性的な地域文化が北区の魅力として発信される

【基本計画2015の実績評価】

文化芸術活動拠点ココキタは、着実に利用者が増え、利用料収入も増加している。



文化芸術活動拠点ココキタ開設により、活動の場が増加した。防音設備があること、時間単位のレンタルが可能で、区内在住の小学生・高校生利用料無料等が利用者増につながっている。また、「北とびあ国際音楽祭」、「田端文士村記念館啓発事業」、「北とびあ演劇祭」、「北区文化芸術祭」等が定着し、北区文化振興財団ホームページから情報収集する区民等が増えている。

様々な場所で、区民が主体的に文化芸術を身近に感じ、楽しみ、自らの個性や能力を伸ばせる環境づくりや機会を提供することができるよう取り組んでいる。地域が育ててきた固有の文化を誇りに有形無形の文化的資産の継承にも努め、区民の創意あふれる芸術文化活動を支援し、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信している。ココキタまつりは年々、事業数が増えることで、参加団体も増え、地域との文化交流も深まっている。子ども文化教室では、年々、参加者が増え、子ども達が気軽に伝統文化に触れる機会をつくっている。ただ、王子エリア以外の区民にとっては、交通の便があまりよくないこともあり、利用者の居住地域に偏りがみられる。リピート利用が多いので、新規利用者を取り込む工夫が必要である。

【社会動向】

【国】「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」を平成29年施行。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年成立。

【東京都】文化芸術の力で地域を活性化し、若者の参画促進や創造性を育むことで、平成32年から先の未来に文化を継承していくことを目指している。

【区】平成27年4月に文化芸術活動拠点ココキタを開設した。文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、文化芸術振興ビジョンの改定準備を進めている。⇒東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据え、北区らしい文化芸術活動を推進し、北区の魅力を発信していくことが求められる。

「北区バリアフリー基本構想」を踏まえながら、(仮称)芥川龍之介記念館(※11)の開設を進める。同館は地域の関心も高く、文化芸術振興の観点だけでなく、区民とも協働しながら地域の活性化にもつながる取組みが必要となってくる。

【今後の課題】

①地域への愛着を深めるとともに、北区の魅力の向上のため、芥川龍之介をはじめとした北区ゆかりの芸術家等の文化資源を有効に活用する必要がある。

②区民主体の文化芸術活動を促進する必要がある。また、区民が文化芸術活動を行う際、より高い水準を達成するため、高い専門性や資質を持つ人材を支援する必要がある。

③外国人が増加しているため、イベント開催時に外国人を取り込む工夫が必要になってくる。子どもから高齢者まで、だれもが文化芸術活動を身近に鑑賞・体験できるよう、機会の拡充を図る必要がある。

④文化芸術活動拠点ココキタ等で行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携が必要である。文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外の利用者の増加や新規利用者を取り込む工夫が必要である。

【各種調査結果から】

【北区区民意識・意向調査(平成30年度)】

○「地域文化振興のため、区が力をいれるべきこと」に対し、「様々な文化芸術を鑑賞する機会と場の提供」が3割を超えて最も高くなっている。⇒様々な文化芸術を鑑賞する機会と場の提供をさらに増やし、区民が文化芸術を身近に感じることができるようになる必要がある。

【東京都文化に関する世論調査(平成30年度)】

○「子どもの頃から美術館や劇場に親しめる環境を整備」の要望度が最も高くなっている。⇒子どもを対象とした劇場プログラムの実施や若い芸術家の育成・支援が必要である。

【北区人口推計調査(平成29年度)】

○北区の外国人増加率は東京23区計より大きく、平成7年以降、一貫して増加している。⇒外国人も北区の文化芸術を身近に楽しむ機会を増やす活動が必要である。

【基本計画2020に向けて】

だれもが、北区ゆかりの文化、区民の創意あふれる芸術文化や国際文化など、様々な文化芸術を身近に楽しめるよう、北区の文化資源を活用し、文化芸術活動の活性化に取り組む。

【施策の方向性】

①地域の個性を生かした文化芸術の創造
北区の文化資源の活用や芸術家の創造的活動や交流活動を促進する。
田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりをさらに推進することで、地域の活性化に寄与する。

②北区らしい文化芸術活動の発展・支援
区民が主体的に文化芸術を楽しみ、発表できる場を数多く提供するとともに、芸術家や指導者等を支援する。

③様々な文化芸術に触れる機会の拡大
より多くの区民や観光客が文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ機会を提供する。

④文化芸術を支えるしくみの構築
区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進を図る。
文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるとともに、新規利用者を取り込む工夫を図る。

【取組み例】

①特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこし等に生かす活動を支援する。
(仮称)芥川龍之介記念館を開設する。
改定後の「北区文化芸術振興ビジョン」を踏まえながら文化芸術施策を進める。

②高い専門性や資質を持つ人材への支援とともに、文化芸術活動の活性化を推進する支援者を増やす取組みを進める。
文化芸術団体や公益団体等との共催・後援事業、北とびあ演劇祭、北区文化芸術祭を引き続き実施する。

③北とびあ国際音楽祭、スクールコンサート事業、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校と連携した輝く☆未来の星コンサート事業、まちかどコンサート、障害者対応や多言語対応についての取組みを引き続き推進する。

④文化施設の快適利用の促進や北区版アーティストバンク(※12)のさらなる充実を図るため、ココキタFREEPAPERを発行する。
文化芸術活動拠点ココキタの王子エリア以外への認知度を高めるために、様々な機会を通して広報などを行う。
北とびあ等の施設改修に向けた検討を進める。

【重点施策】

★地域の個性を生かした文化芸術の創造

⇒(仮称)芥川龍之介記念館を開設し、田端文士村記念館を拠点とする田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進める。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えた改定後の「北区文化芸術振興ビジョン」に基づき、文化施策を進める。

★文化芸術を支えるしくみの構築

⇒文化芸術活動拠点ココキタで行われている区民の主体的な文化芸術活動を支援するとともに、地域の文化団体や民間との連携を図る。

(2) 歴史的文化の継承と活用

北区の歴史・文化が活用され、次世代に継承されていく

【基本計画2015の実績評価】

飛鳥山博物館やふるさと農家体験館の展示事業や各種講座を積極的に開催してきた。

北区の歴史や文化についてさまざまなジャンルをテーマにした展示を企画したり、一般対象だけでなく子どもや親子向け等幅広い年齢層を対象とした座学や体験、野外等バラエティに富んだ講座等を積極的に開催してきた。



飛鳥山博物館やふるさと農家体験館の企画展等観覧者数、教育普及事業参加者数に関しては目標値を達成している。特に平成29年度は企画展等観覧者数において例年を大きく上回る増加がみられた。

見学者が増えることは、区民の歴史的文化への興味関心が高まったことの表れである。

これからも展示や教育普及活動を積極的に行うことで、地域の歴史、伝統文化、文化財の価値を周知し、北区の歴史的文化を活用して次世代に継承していく。

【今後の課題】

①転入者数の増加や世代交代等で地域の伝統行事を知る人が少なくなるとともに、建物の建替え等によって近代建築等の文化遺産が失われつつある。

国史跡中里貝塚が十分活用されていない。指定地外に広がる国史跡中里貝塚をどのように保存し、活用するのかが検討する必要がある。

文化財のさらなる活用が望まれることから、観光資源としての活用など新たな工夫を行うことが課題となる。

子どもたちが北区の歴史や文化、伝統行事にふれる機会が少ない。

【社会動向】

【国】文化庁は、文化遺産を未来に生かすため、保護もさることながら活用にも力を入れている。

【東京都】文化財ウィークを設定して積極的にPRするなど、文化財を身近に感じられるような施策を実施している。

【区】埋蔵文化財や国・都指定文化財等の保護、区内文化財の調査研究・保護、地域の伝統芸能伝承への支援等を行っている。収蔵品の展示・教育普及活動での活用を行っている。

⇒文化財の保護においては今後も引き続き行うことから、発掘調査で出土した土器や石器等の埋蔵文化財や区民から寄贈された民具資料等が増加する。これらの資料や、区内に所在する文化財の活用がより一層求められる。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「歴史的文化の保存・継承と活用」に対し、全世代の約3割が区が力をいれるべきと回答している。

⇒歴史的文化の継承と活用は北区のアイデンティティそのものであり、次世代に継承すべき事柄である。

【基本計画2020に向けて】

北区が誇る歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために文化財の積極的な活用に取り組む。

【施策の方向性】

①歴史的文化の継承と活用

歴史的文化を保存し、次世代に継承していく。国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行う。史跡や文化財を観光資源として積極的に取り入れることで来街者の増加を図る。

子どもの頃から北区の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ気持ちを育てる。

【取組み例】

①地域の伝統行事や文化財に関する調査・研究を進め、その成果を広く周知する。地域文化の保存・継承などを行っている団体の活動を支援する。

登録有形文化財（※13）への登録を通じて歴史的建造物を保存し、活用を行う。

国史跡中里貝塚を保存し、整備活用するために地元の方々や学識経験者等と協議を重ね、保存活用計画を策定する。

飛鳥山博物館の常設展示の充実を図るため、モバイル機器等を利用した解説等を推進するとともに、北区の魅力の発見につながるような企画展示を開催する。

博物館内だけでなく、実際に区内の文化財を訪ね歩き、区民が北区の魅力に気づけるような事業を行う。

「夏休みわくわくミュージアム（※14）」や、学校と連携した昔の道具の展示・体験学習、学芸員の出張授業等を実施する。

【重点施策】

★歴史的文化の継承と活用

⇒歴史的文化の継承と活用を行うため、その歴史的価値や社会的価値を周知する。国史跡中里貝塚の保存と活用を進める。

2-4

生涯学習の推進

基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 情報提供・相談体制の充実

- | | |
|---|------------------|
| ① | 学習情報提供・学習相談体制の充実 |
|---|------------------|

(2) 学習機会の拡充

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 多様なニーズに応える学習機会の拡充 |
| ② | 身近な学習の場の充実 |

(3) 学習成果の活用

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| ① | 学習成果を生かし合うしくみづくり | ○放課後子ども総合プランの推進 |
|---|------------------|-----------------|

北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

重点施策

★学習情報提供・学習相談体制の充実

⇒生涯にわたり学びを継続していくために、年齢や時代とともに変化・多様化する区民の学習ニーズを把握し、適切な学習相談につなげる。

★身近な学習の場の充実

⇒身近で頼りになる学習パートナーとしての図書館づくり、多様な学習スタイルを提供する地域の学習の場である文化センターの機能充実を推進し、区民や地域との連携・協働によって、だれもが学びたいときに多様に学べる魅力ある学習の場の充実を図る。

★学習成果を生かし合うしくみづくり

⇒区民が学びの成果を発揮し地域で活躍できるよう、学校と地域が一体となった学びの循環のしくみづくりを進める。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）の役割

- ・生涯学習講座など、学習の場への積極的な参加を行う。
- ・学びに対するニーズを行政に伝える。
- ・地域で学習活動を行う団体、サークルの運営に関わる。
- ・学習の場をとおして交流の輪を広げる。
- ・ボランティア活動等を通して、学びの成果を地域活動の中に還元する。



区（行政）の役割

- ・生涯学習に関する情報提供の充実、学習相談体制の充実を図る。
- ・区民ニーズを的確に把握し、多様な学習プログラムを提供する。
- ・地域で学習活動を行う団体、サークルを支援する。
- ・図書館や文化センター等、身近な場所で学べる環境の充実を図る。
- ・学びの成果を地域活動の中に生かすしくみづくり、人材の育成を行う。

(1) 情報提供・相談体制の充実

区民がいつでも、どこでも学習情報を入手できる

【基本計画2015の実績評価】

生涯学習情報誌「まなびんぐKITA」を文化センターと協力して年4回発行し、区立小中学校や私立学校、提携大学等に配布している。平成29年度より情報誌を北区公式ホームページにおいても公開している。

文化センターにおいて、活動サークル一覧や文化センターだよりの発行、生涯学習情報コーナーを設置している。平成30年度には、区民まつりにおいて生涯学習に関する相談会を開催した。

必要な人に必要な学習情報が的確に届くよう、「子どもが参加できる講座」「夜間でも参加できる講座」等幅広い情報を整理して提供している。



年間を通した幅広い学習情報の提供に努め、区民の学習意欲の喚起・充足につながっている。

3つの文化センターで年間500件もの学習に関する相談が寄せられており、ニーズに沿うよう講座や団体の紹介を行っている。

学習情報を収集・提供するだけでなく、蓄積した情報を活用した学習相談にも応じており、区民が生涯学習に取り組みやすい環境づくりが進んでいる。

今後はSNS等、情報入手方法の多様化への対応が求められている。

【社会動向】

【国】平成29年度に文部科学省から「生涯学習施策に関する調査研究」において、ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築に関して言及がなされた。

【東京都】「東京都生涯学習情報ホームページ」を開設し、都内各区市町村の生涯学習・社会教育関連情報や東京都教育委員会の生涯学習に関する施策等を掲載している。

⇒学習情報の提供について、IT化に伴う多様な伝達手段の検討が必要である。

また、多様化する学習情報を整理し、区民のニーズに合った情報を的確に伝えられるよう、相談体制を充実させることが求められる。

【今後の課題】

①区民が自己に適した方法で学習情報が入手できるよう、提供方法の多様化・充実が望まれる。多様化する区民のニーズを定期的に把握し、ニーズに応えた学習情報の内容を充実することが求められる。

区民が気軽にかつ継続的に学習に取り組めるように支援を行っていく必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

- 生涯学習のため区が力を入れるべきこととして、「学習に関する情報の提供」が前回調査より増加している。
- 「学習について相談できる体制の充実」と答えた人の割合が増加している。

⇒幅広い学習情報を提供し、より一層きめ細かな学習相談体制を整備する必要がある。

【基本計画2020に向けて】

区民のニーズや時代に適合した学習情報の提供や相談対応ができるよう、学習情報誌等の内容を充実させるとともに、SNS等区民が使いやすいツールを積極的に活用する。

【施策の方向性】

①学習情報提供・学習相談体制の充実

多様化する区民の学習ニーズに対し、幅広い世代の区民に的確に届くよう、様々な方法を活用しながら学習情報の提供を行う。また、区民のニーズを把握するためのしくみを構築し、ニーズに即した情報提供を行う。

区民の生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援するため、学習相談体制の充実を図る。

【取組み例】

①生涯学習情報誌「まなびんぐKITA」や各文化センターにおける講座案内のチラシ等、従来紙媒体である情報のデジタル配信を推進する。

講座におけるアンケートや文化センターに設置した意見箱を含めた、区民が意見を伝える手段の充実を図る。

職員一人ひとりが生涯学習に関する研修や情報収集を通してスキルアップを図り、文化センター窓口における学習相談体制の充実を図る。

【重点施策】

★学習情報提供・学習相談体制の充実

⇒生涯にわたり学びを継続していくために、年齢や時代とともに変化・多様化する区民の学習ニーズを把握し、適切な学習相談につなげる。

(2) 学習機会の拡充

区民一人ひとりの人生がより豊かになる学習環境が整う

【基本計画2015の実績評価】

学校施設の開放や小中学校の教職員のスキルを活用した学校公開講座（※15）、また、毎年開催している「ことぶき大学」「区民大学」によって、時代や区民のニーズに即した学習機会の充実を図っている。
図書館では「おはなし会」「朗読会」「歴史講演会」といった事業やボランティアによる音訳を区民と協働で実施している。



学校公開講座は区民に身近な学習の場として機能し、学校施設の開放は教育活動を知る機会となり、地域と学校の協働に向けた相互理解が進んでいる。
「ことぶき大学」「区民大学」は、幅広い区民の学習にニーズに応え、毎回定員を超える参加者を得ている。また、多様な図書館事業により、読書活動の支援が進んでいる。

地域の実情に即した学習機会の充実や、区民が求める学習の場づくりが展開されている。
図書館では、資料の充実や区民との協働による読書活動支援により読書や学習の支援が進み、区民の主体的な学習への意欲に繋がっている。

【社会動向】

【国・東京都】子どもの読書活動を積極的に支援する取組みを推進している。

【区】「第三期北区子ども読書活動推進計画（平成26年度）」を策定し、子どもの読書習慣の定着を図っている。

【その他】人生100年時代と言われる中、年齢に関わらず学び直し、時代の変化に適應できるようにする生涯学習の重要性が高まっている。

⇒図書館の開館日時の増延や資料の充実等、さらなるサービスの向上が求められており、学校と地域が連携して読書支援を進め、特色ある図書館づくりを推進する必要がある。
また、社会の変化に対応するため、多様なライフスタイルに合わせた生涯学習の機会を提供する必要がある。

【今後の課題】

①社会の変化に適切に対応して人間性豊かな生活を送るために、様々な場面で学習が必要となっている。そのため多様なライフスタイルに対応した幅広い学習機会を提供していかなければならない。

②多様性と高度情報化が求められる公立図書館の在り方を検討し、区民のニーズとの整合を取りながら充実を図ることが求められる。
多様化する区民の学習スタイルに合わせた事業・講座の検討等、生涯学習の入口として様々な情報を備え、利用しやすい環境を整備し、区民のニーズに応える必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○生涯学習を推進するために区が力を入れることとして「学習の場の充実（図書館や文化・スポーツ施設等）」が最も高くなっている。
○「多様な学習意欲に応える講座等の充実」・「大学や企業等との連携による学習機会の拡充」の割合も前回調査より上昇している。

⇒多様な学習意欲に応えるため、様々な機関と連携して、講座の充実や学習の場の提供を行う必要がある。

【基本計画2020に向けて】

区民が多様なライフスタイルに合わせて、主体的に学習に取り組むことのできる環境整備や、IT活用といった社会の変化に対応した技術・技能の習得等、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進する。また、図書館や文化センターをはじめとする、区民に身近な学習の場の充実を図る。

【施策の方向性】

①多様なニーズに応える学習機会の拡充
区民が多様なライフスタイルに合わせて主体的に学習に取り組むことができるよう、大学や企業との連携、図書館や文化センター等社会教育施設と学校教育との連携によって、リカレント教育（※16）を含めた多様な学習機会の充実を図る。また、区民が主体となって講座や学習会を企画できるよう支援を行う。

②身近な学習の場の充実
図書館や文化センターの利便性向上に努めるほか、学校やふれあい館等、地域の身近な施設を学習の場として積極的に活用する。
区民と協働し、学校図書館と地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進する。

【取組み例】

①講師謝礼金の一部を補助する生涯学習講座支援事業を通じて、区民が主体となって企画する講座や学習会に対する支援を行う。
学校公開講座等、時代のニーズに合わせたテーマを盛り込んで区民の幅広い関心に応える取組みを行うとともに、区民協働講座の実施等により学習企画への区民参画を推進する。
文化センター事業において、北区で活躍している区民や大学・企業と協働企画した講座、IT活用を含めた多様な学習スタイルに合わせた講座を実施する。

②地域図書館において、多様化・高度化する情報収集に対してのニーズに応えるため、資料の充実を図る。
子どもの読書活動推進のため、地域と学校、図書館との連携を図り、「おはなし会」等読書活動の普及啓発、人材育成の環境整備等の取組みを推進する。

【重点施策】

★身近な学習の場の充実
⇒身近で頼りになる学習パートナーとしての図書館づくり、多様な学習スタイルを提供する地域の学習の場である文化センターの機能充実を推進し、区民や地域との連携・協働によって、だれもが学びたいときに多様に学べる魅力ある学習の場の充実を図る。

(3) 学習成果の活用

学習成果が地域の教育力の向上や地域社会の発展に生かされる

【基本計画2015の実績評価】

地域で自主的な社会教育活動を行う団体を社会教育関係団体として登録し、その活動や育成を支援するほか、協力して様々な事業を実施している。
学校支援ボランティア活動推進事業（※17）は平成26年度に計画通り全校実施を達成した。
放課後子ども総合プランの実施校数は計画通りに進捗している。



平成30年4月現在、社会教育関係団体の登録数は1,209団体となり、文化芸術やスポーツ、教育活動等幅広い事業を実施している。
学校支援ボランティア活動推進事業においては、スクールコーディネーターが学校と地域の人々との連絡調整役となり、授業や行事の支援、環境整備等、幅広い事業の展開がなされている。
放課後子ども総合プランにおいて、地域の人材がスタッフ等として関わり、その知識や技術を発揮して活躍している。

様々な地域活動を通して、地域住民が持つ知識や技術、学習成果を地域に還元していくしくみづくりを今後も進めていくことが重要である。
学校支援ボランティアが活発になるにつれ、それらを取りまとめるスクールコーディネーターの重要性が高まっていることへの対応が必要である。

【社会動向】

【国】平成29年度の社会教育法改正により、社会総掛かりでの教育を実現するため、連携協力体制の整備や「地域学校協働活動（※18）」の推進を図ることとしている。
また、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることとしている。

【区】放課後子ども総合プランは平成31年度までの全校導入を目標としており、計画通り進捗している。

⇒文部科学省より学校支援地域本部事業から地域学校協働活動へ移行する方向性が示されており、今後の教育体制について検討していく必要がある。
放課後子ども総合プランにおける活動内容を充実させていくために、地域の多様な人材を活用していく必要がある。

【今後の課題】

①地域の課題を解決し、地域の教育力を向上させるため、区民が学習成果を生かすことのできるしくみづくりをさらに整備する必要がある。
放課後子ども総合プランの導入に伴い、子どもたちが安全・安心して活動できる学校内において、その活動内容の充実が求められている。

【基本計画2020に向けて】

区民の学習成果が生かせる活動の場を拡充するとともに、地域と学校が北区の将来を担う人材の育成を図るパートナーとして連携し、地域全体の教育力向上につなげる。

【施策の方向性】

①学習成果を生かしあうしくみづくり
地域で自主的な社会教育活動を行う団体を支援するとともに、団体同士の交流促進や区との協働事業を推進する。
学校と地域の連携・協働による取組みの中で、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するような環境整備を図る。
学びを還元する場として、青少年のリーダー育成事業をはじめとした、区民との協働による事業を展開する。



【取組み例】

①講師の派遣等、社会教育活動団体の学習活動を支援する。
地域と学校がスクールコーディネーターをつなぎ役として連携し、お互いをパートナーとして意見を出し合い、ともに地域の将来を担う人材の育成を図る。
放課後子ども総合プラン等において、地域の住民やPTA、NPO・ボランティア等と協働して、自然体験、社会体験、文化芸術体験等、様々な体験活動を充実させ、子どもたちが豊かな体験活動を実践できるようにする。
ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成講座を通し、受講者がその後地域で活躍できるよう働きかける。

【重点施策】

★学習成果を生かしあうしくみづくり

⇒区民が学びの成果を発揮し地域で活躍できるよう、学校と地域が一体となった学びの循環のしくみづくりを進める。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○生涯学習を推進するために区が力を入れることとして「学習の成果や能力の活用を地域で活かす仕組みづくり」が上位にある。

⇒区民が自らの学習成果を生かしあう活動の場について、放課後子ども総合プランをはじめとした、地域との協働による機会の創出を図る必要がある。

2-5

生涯スポーツの推進

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）身近なスポーツの場の整備

①	スポーツ環境の整備及び有効活用	○桐ヶ丘体育館の改築 ○（仮称）赤羽体育館の建設
②	東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会におけるレガシーの創出・活用	○東京オリンピック・パラリンピック に向けたバリアフリー整備 ○「トップアスリートのまち・北区」 PRプロジェクト

（2）参加機会の拡充

①	ライフステージに応じたスポーツ参加の機会	○総合型地域スポーツクラブの設立 ○障害者スポーツ交流イベント ○2020チャレンジアカデミー ☆スポーツを支える人材育成事業
②	様々な連携・協働による地域のきずなづくり	
③	スポーツを支える人材の育成・確保	
④	障害者スポーツの推進	
⑤	トップアスリートの育成をめざしたスポーツ 事業の推進	

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・身近な場所でスポーツを楽しむ。
- ・障害の有無に関わらず、障害者スポーツへの理解、関心を持つ。
- ・スポーツに関わる様々な施設や団体等は、障害者の受入体制の確立など、障害者スポーツの環境づくりに取り組むとともに身近な場所でスポーツを楽しむ機会をさらに拡充する。
- ・区民はトップアスリートをめざす区内企業等のスポーツ選手を理解・応援する。



区（行政）の役割

- ・国・公立スポーツ施設等と連携して、より身近にスポーツに親しむ環境を整備する。
- ・東京都障害者総合スポーツセンターやスポーツ団体等と連携し、障害の有無に関わらず楽しめる障害者スポーツイベントを実施する。
- ・民間スポーツ施設職員、スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ推進委員等の初級障害者指導員の資格取得を促進する。
- ・体育協会との連携をさらに強化する。スポーツ推進委員協議会の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を支援する。
- ・アスリートや区にゆかりのある選手・競技についての区民への周知や、施設及びその周辺のバリアフリー整備をするなどのバックアップ支援を行う。

北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。
そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

重点施策

★スポーツ環境の整備及び有効活用

⇒既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、区民がより多くスポーツ施設等を利用できるよう、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。

★障害者スポーツの推進

⇒障害者スポーツの魅力を発信し、障害の有無に関わらず、障害者スポーツを通して交流を深め、相互理解を図り、ともに楽しめる環境をさらに整備する。

★トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

⇒東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に創出されたレガシーを有効活用しながら、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を恒常的及び普遍的に推進することでJOCと連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進する。

(1) 身近なスポーツの場の整備

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツの場が整備され、区民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと楽しく暮らしている

【基本計画2015の実績評価】

新たなスポーツの場の整備として、赤羽体育館を建設した。
十条駅～西が丘～赤羽駅の通りを「ROUTE2020  トレセン通り」と愛称名を付け、広告塔、ロゴ標識等を整備しPRした。
北区ゆかりのアスリートの手形を取り付ける「アスリート手形モニュメント(※19)」については、計画どおり平成30年度末までに取付可能数26枚中16枚の取付けを行う。



赤羽体育館を建設したことにより、体育館利用者総数が増した。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が近づき、各種イベントや大会に関する様々な情報が公表され気運が高まっている。北区内企業とパートナーシップ協定を結び所属アスリートと連携を深め、交流対象のアスリートを増やしている。

赤羽体育館建設は、身近な場所でスポーツを楽しむ環境づくりにつながった。バリアフリー整備は、引き続き、東京都等と連携しながら整備する必要がある。
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前の気運醸成や「トップアスリートのまち・北区」の推進のため、ソフト、ハードとも着実に整備を進めている。また、今後は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け事前キャンプ誘致、聖火リレー等の新たな事業を追加していく。

【今後の課題】

①桐ヶ丘体育館等、施設の老朽化が課題となっている。また、バリアフリー整備は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後であっても引き続き求められている。
また、利用時間と場所に限りがあるなか、スポーツをしたいという区民要望に十分に添えていくための工夫が求められている。

②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後には気運醸成を図ることを目的とする事業から、レガシーを有効活用していく事業への転換が必要になる。

【各種調査結果から】

【北区人口推計調査(平成29年度)】
○人口増加と少子高齢化の傾向が続く。
⇒様々な世代からの要望を踏まえた、体育施設の整備計画の検討が必要である。

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】
○今後、健康づくりを推進するため、区が力を入れるべきだと思うことで、「運動できる施設や開放や整備」が4割を超えて最も高くなっている。
⇒今後もさらに「スポーツができる場」を提供していくことが必要である。

【社会動向】

【国】第2期スポーツ基本計画(平成29年3月)策定
「ホストタウンの推進について」、「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して(通称:京都宣言)」発表
【東京都】東京都スポーツ推進総合計画(平成30年3月)策定
【区】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた北区の取組方針(平成29年6月)策定
北区リレーションシップ協議会設置(平成28年11月)
JOC(※20)とパートナー都市協定の締結を準備している。
北区スポーツ推進計画改定予定(平成32年3月)
【その他】アクション&レガシープラン策定(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)
⇒区内にある国・公立スポーツ施設等を、有効に利用できる方策の検討が必要となる。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会閉幕までは、大会成功に向けた直接的な事業に重きが置かれ、大会閉幕後はレガシーを活用する事業に転換していく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーを有効活用する。

【施策の方向性】

①スポーツ環境の整備及び有効活用
既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携によりスポーツができる場の提供に努める。
今後活用が見込まれる水辺空間等を利用してスポーツに親しみやすい環境整備を検討する。
施設利用までの手続き等を見直し、区民の利便性の向上に努める。

②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に創出されたレガシー(※21)を有効活用しながら、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント(※22)」を恒常的及び普遍的に推進することでJOCと連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進していく。

【取組み例】

①桐ヶ丘体育館の改築を実施する。計画的に施設をバリアフリー化するなどの必要な対策を検討する。
国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。さらに区民の利便性を高めるため、区民優遇制度のしくみの導入を検討する。

②スポーツ大使や北区にゆかりのあるアスリートとの交流や、ROUTE2020  トレセン通りの景観整備、アスリート手形モニュメントなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において創出されるヒト・モノ・文化など様々な分野のレガシーの有効活用を推進する。

【重点施策】

★スポーツ環境の整備及び有効活用
⇒既存施設の長寿命化や環境整備に取り組むとともに、区民がより多くスポーツ施設等を利用できるよう、地域開放等区有施設の有効活用や国・公立スポーツ施設等との連携を検討する。

【単位施策の変更】

②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるレガシーの創出・活用
「東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備」より、単位施策名及び内容を変更

(2)参加機会の拡充

家庭、学校、地域をはじめ、スポーツ関係機関や団体等の連携・協働により、スポーツ実施率が向上する

【基本計画2015の実績評価】

誰もが参加できるスポーツイベント、障害者スポーツイベント（サッカー、テニス、バスケットボール等）を年5回実施。2つ目の総合型地域スポーツクラブ（※23）を設立、初級障害者スポーツ指導員（※24）養成講座、スポーツボランティア（※25）養成講座やトップアスリート直伝教室、キッズアスレティックス体験（※26）等を開催。体育協会、スポーツ推進委員協議会との共催事業を実施。



障害者スポーツイベントの参加者数（平成29年度約800人）、総合型地域スポーツクラブへの参加者数（平成29年度延べ1万人）は、年々増加し、平成30年度のスポーツ実施率（※27）は平成28年度の52.5%から59.3%に向上した。初級障害者スポーツ指導員、スポーツボランティアの登録者数は中期計画の目標値（80人）を上回った。アスリート直伝教室は6教室参加延べ人数は平成27年度は411名、平成29年度は541名と増加している。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成、障害者スポーツイベント等の各種事業の実施、総合型地域スポーツクラブの設立などにより、スポーツ実施率は向上しているが、さらなる向上をめざした取り組みが必要である。フェンシング教室は、参加者が固定化していることから、競技の魅力をより発信していく必要がある。また、自立して継続運営するため区内における競技団体設立など組織体制を確立していく必要がある。

【社会動向】

【国・東京都】国（第2期スポーツ基本計画（平成29年3月））、東京都（東京都スポーツ推進総合計画（平成30年3月））ともに障害者のスポーツ実施率の目標値を40%と設定。都は、平成32年までに18歳以上のスポーツ実施率70%を達成し、以降はこれを維持していくとした。ナショナルトレーニングセンター拡充棟（仮称）が平成31年度竣工予定である。

【区】国、都の計画改定、社会情勢の変化に対応するため、平成32年3月を目途に北区スポーツ推進計画を改定する。また、北区スポーツボランティア制度を導入した。

【その他】東京2020参画プログラム（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）（※28）⇒国、東京都と同様のスポーツ実施率の目標設定が求められる。大会閉幕後には、今まで区が実施してきた事業についてレガシーの活用を主眼に置いた事業として再編し具体化する必要がある。

【今後の課題】

①平成30年度のスポーツ実施率は59.3%となっており、区民のスポーツ実施率向上に向けた取り組みが必要である。

②超高齢社会の到来、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進んでおり、スポーツを通じた地域のきずなづくりが必要である。地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブが王子地区にはなく、新たな設立が求められる。

③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後もスポーツボランティア制度に対する気運が引き続き醸成されるように取り組む必要がある。

④障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する必要がある。

⑤東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの活用が必要になる。

【各種調査結果から】

【北区人口推計調査（平成29年度）】
○人口増加と少子高齢化の傾向が続く。
⇒ライフステージに応じたスポーツ参加の促進、様々な連携・協働による地域のきずなづくりをさらに推進する必要がある。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○スポーツ実施率が平成28年度52.5%から平成30年度59.3%に推移した。
⇒さらなるスポーツ実施率の向上に取り組む必要がある。

【基本計画2020に向けて】

だれもがスポーツを楽しめるよう、様々なスポーツ参加機会を充実し、さらなるスポーツ実施率の向上をめざす。障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備する。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も、「トップアスリートのまち・北区」が色あせることなく、子どもたちや障害を抱える方たちに夢と希望を与えられるよう、またアスリート育成を通じ地域が活性化できるよう推進する。

【施策の方向性】

①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進
幼児から高齢者までだれもが、身近な場所で気軽にスポーツをする機会、みる機会の拡充に取り組む。

②様々な連携・協働による地域のきずなづくり
スポーツを通じた様々な連携・協働による地域のきずなづくりを推進するとともに、健康長寿社会の実現に取り組む。

③スポーツを支える人材の育成・確保
地域で自主的に活動できる知識・技術を持つ人材を、将来にわたり継続的に育成する。

④障害者スポーツの推進
障害者スポーツに親しむ環境を整備し、障害者のスポーツ実施率向上を図るとともに、障害のある人とない人の相互理解を図る。

⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進
「トップアスリートのまち・北区」を主体的に捉え、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を念頭に置き、トップアスリート輩出に向けた施策を継続的に行う。

【重点施策】

★障害者スポーツの推進

⇒障害者スポーツの魅力を発信し、障害の有無に関わらず、障害者スポーツを通して交流を深め、相互理解を図り、ともに楽しめる環境をさらに整備する。

★トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

⇒東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に創出されたレガシーを有効活用しながら、「JOCの進めるオリンピック・ムーブメント」を恒常的及び普遍的に推進することでJOCと連携し、大会後も引き続き、「トップアスリートのまち・北区」を推進する。

【単位施策の変更】

④障害者スポーツの推進

①「ライフステージに応じたスポーツ参加の促進」、③「スポーツを支える人材の育成・確保」、「東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充」から、障害者スポーツに関係する要素を抽出し、新設

⑤トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

「東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充」を再編

【取組み例】

①幼児から高齢者までだれもが、参加できるスポーツイベントや教室を実施する。身近な場所で気軽にスポーツを楽しめるよう、民間スポーツ施設等との連携を検討する。

②すべての区民が身近な場所でスポーツを楽しむことができ、地域コミュニティの拠点となる総合型地域スポーツクラブを王子地区に設立できるよう支援する。地域において、区民相互の多彩な交流を促進するため、関係機関やスポーツ団体、スポーツ推進委員等が、連携を深め、各種スポーツ教室、大会、レクリエーション等、スポーツ活動機会を充実させる。

③北区スポーツボランティア制度を地域社会で有効活用できるよう、養成講座やスポーツボランティアの活用を場を拡大するしくみづくりを構築するなど制度を充実させる。スポーツ推進委員協議会の活動への支援を充実させる。

④東京都障害者総合スポーツセンター等と連携し、障害の有無に関わらず、ともに楽しめるイベントや、障害者が継続的に参加できるスポーツ教室等を実施する。初級障害者スポーツ指導員の資格取得を促進する。

⑤東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に始まったトップアスリートの育成支援を継続する。

2-9

主体的な消費生活の推進

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画（H29-31）における新規事業

（1）消費者の自立支援

①	消費生活情報の提供	○消費者教育の推進
②	消費者教育の推進	
③	主体的な消費者活動の支援	
④	持続可能な消費生活の推進	

（2）消費生活の安定

①	相談体制の充実	
②	安全・安心な消費生活の推進	

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・ 自らの判断で主体的に行動できる「自立した消費者」となり、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動である「エシカル（倫理的）消費」を選択する。
- ・ 消費者グループ・団体が地域での主体的な活動を継続し、消費者グループ・団体相互の交流、連携を進展する。
- ・ 自身の消費生活を主体的に進めるための情報を収集しつつ、身近な高齢者等の見守りを実施する。



区（行政）の役割

- ・ 様々な機会を活用して「エシカル（倫理的）消費」の理念の普及啓発を行う。
- ・ 消費者団体の学習・調査・研究の成果を発表する場の提供等の支援を行う。
- ・ 区民や関係機関等へ消費生活の情報提供を行い、連携を強化することで、高齢者等の見守り活動への参加を促す。

北区基本構想

消費者一人ひとり、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。
わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。
区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

重点施策

★消費者教育の推進

⇒成年年齢の引下げを踏まえた若者への消費者教育や被害に遭いやすい高齢者等への消費者教育を実施するために、出張講座等学習の機会を充実する。

★持続可能な消費生活の推進

⇒「人と社会、地球環境のことを考慮して作られたモノを購入あるいは消費する」という消費行動である「エシカル（倫理的）消費」の理念を、広く普及啓発し、理解の促進を図る。

★相談体制の充実

⇒教育機関や高齢者あんしんセンター等、若者・高齢者・障害者の関係機関や団体との連携を強化してセーフティネットを構築し、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期解決のための相談体制の充実を図る。

(1) 消費者の自立支援

自らの安全・安心な暮らしを守ることができる自立した消費者になる

【基本計画2015の実績評価】

悪質商法の被害や商品・サービスに関する苦情は複雑化かつ多様化しているため、北区「安心・安全」・快適メールマガジンの「消費生活情報」や北区ニュースの「くらしのトラブル注意報」を定期的に配信・掲載して注意喚起を行っている。

常に最新の事故情報や悪質商法の手口を情報提供し、消費者問題の知識の習得と消費者意識の向上のための各種講座を行った。



メールマガジンの登録件数は年々増加している。消費者講座・出張講座の参加者及び消費生活フェアの入場者は一定数で推移している。

消費生活情報の提供については、北区ニュースやホームページによる広報のほか、月2回のメールマガジンで最新の事故情報や悪質商法の注意喚起等を発信することで被害防止につながっている。消費者講座、出張講座や消費生活フェア等をきっかけとして、消費生活相談・多重債務相談に結びつく等成果を上げている。

【社会動向】

【国】平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」施行。平成34年、民法の成年年齢が18歳になる。

【東京都】平成25年8月策定の「東京都消費者教育推進計画」と「東京都消費生活基本計画」を一本化し、「東京都消費生活基本計画」を平成30年3月に策定。

【区】平成28年3月「東京都北区消費生活センターの組織及び運営に関する条例」施行。国や東京都の方針を踏まえライフステージに応じた取組みの推進を図る。

【その他】平成27年9月持続可能な開発目標(SDGs)が国連サミットで採択。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目標とする。

⇒成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取消しができる年齢が変更になるため、若者への啓発がより必要となる。

高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯はしばらく増加傾向であり、高齢者の単独世帯の約6割が後期高齢者の単独世帯となるため、更なる高齢者への啓発や見守り促進が必要である。

【今後の課題】

①契約トラブルや悪質商法の手口が、複雑化・多様化している。

消費者の情報格差、また高齢化による判断力の低下等に起因する契約トラブルは引き続き発生すると予測されるため、被害防止策の充実が課題である。

②未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者契約の取消しを適用できるが、成年に達すると適用範囲外となるため、成年年齢の引下げにより10代の被害が増えたと予測される。

消費者のライフステージに応じた消費者教育推進が求められている。

③消費者団体の構成員が年々高齢化しており、消費者団体の登録数が年々減少しているため、支援が必要である。

④国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にある「持続可能な生産・消費形態を確保する」の趣旨を踏まえ、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進することが求められている。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査(平成30年度)】

○消費者の保護・自立支援の推進に関して、60歳以上は、20～59歳と比べて約1.4～2倍重要度が高い。

⇒高齢者は、消費者保護施策に対する意識が高いが被害に遭いやすく、引き続きライフステージに応じた取組みが必要である。

また、平成28年度調査と比べて平成30年度では18～59歳で施策の重要度が高くなった。

【人口推計調査(平成29年度)】

○高齢者人口は減少傾向にあるが、大きな減少とはなっていない。

⇒高齢者は、消費者保護等の意識が高い一方で被害に遭うケースも多く、引き続きライフステージに応じた取組みが必要である。

【基本計画2020に向けて】

成年年齢が引き下がることから特に18歳や19歳、また被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害の未然防止のため、効果的な情報発信や消費者教育の充実等の取組みを推進する。また、持続可能な消費生活の推進のため、「エシカル(倫理的)消費」の理念の普及啓発を図る。

【施策の方向性】

①消費生活情報の提供

契約トラブルや悪質商法の被害にあわないための情報提供を行い注意喚起に取り組む。

②消費者教育の推進

特に成年年齢の引下げによる若者や被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害の未然防止等、ライフステージに応じた消費者教育を推進し、自立した消費者の育成を行う。

③主体的な消費者活動の支援

消費者団体や消費者自らが消費生活に関する必要な知識を自主的に得られるよう支援を行う。

④持続可能な消費生活の推進

「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル(倫理的)消費」の理念を広く普及啓発し、理解の促進に努める。

【取組み例】

①北区ニュースへの定期的な注意喚起記事掲載及び月2回のメールマガジン「消費生活情報」配信でより広い世代に向けて発信する。

②消費生活相談員が講師となって講座を実施する。また、テーマを決めて専門家に依頼し講座を行う。

③消費者団体連絡会の開催や、消費者団体の発表の場である消費生活フェアの運営を支援する。

④北区ニュース、メールマガジン、消費生活フェアや講座等、様々な機会を活用して「エシカル(倫理的)消費」理念の普及啓発を行う。

【重点施策】

★消費者教育の推進

⇒成年年齢の引下げに伴う若者への消費者教育や被害に遭いやすい高齢者等への消費者教育を実施するための出張講座等学習の機会を充実する。

★持続可能な消費生活の推進

⇒「エシカル(倫理的)消費」の理念を様々な機会を活用して広く普及啓発し、理解の促進を図るための講座等を実施する。

【単位施策の変更】

④持続可能な消費生活の推進・・・「次世代につながる消費生活の推進」から名称変更

(2) 消費生活の安定

消費者被害の未然防止、拡大防止及び救済により公正さを確保することで、消費生活が安定する

【基本計画2015の実績評価】

消費生活相談の相談内容は複雑で多岐にわたり高度化しているなか、解決に向けた事業者とのあつせんを積極的に行った。

相談件数は毎年2,200件～2,500件で推移している。受け付けた相談の半数以上をあつせん又は助言により問題解決に導いており、概ね達成している。

消費生活センターでは、相談内容が多様化・複雑化するなか、相談の半分以上を問題解決に導いており、消費生活の安定に寄与している。また、高齢者の被害防止や被害対応にあたっては、高齢者あんしんセンター（※38）との連携強化に取り組んでいる。

悪質商法の被害や商品・サービスに関する苦情は複雑化かつ多様化しているため、常に最新の法制度や悪質商法の手口、事故情報等、各種専門知識の収集を研修等に参加して継続して行う。

【社会動向】

【国】平成28年4月「消費者安全法」の一部改正により、消費生活相談員の職の法定化等、相談体制の強化が図られた。

【東京都】平成25年8月策定の「東京都消費者教育推進計画」と「東京都消費生活基本計画」を一本化し、「東京都消費生活基本計画」を平成30年3月に策定。

【区】平成28年3月「東京都北区消費生活センターの組織及び運営に関する条例」施行

⇒成年年齢の引下げや高齢化、販売方法の複雑化・多様化等による相談件数の増加や深刻化が懸念される。消費者の安全・安心の確保のため、相談体制のさらなる強化が必要である。

【今後の課題】

①平成34年に成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取消しができなくなることから、現在は相談全体の約2%である10代からの相談が増えると予測される。

後期高齢者単独世帯の増加や販売形態の複雑化に伴い、高齢者被害の深刻化等、さらに多様化していく相談に的確に対応する必要がある。

②安心・安全な消費生活を送るため引き続き消費者保護を行っていく必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○消費者の保護・自立支援の推進に関して、60歳以上は、20～59歳と比べて約1.4～2倍重要度が高い。
⇒高齢者は、消費者保護施策に対する意識が高いが被害に遭いやすく、引き続き高齢者あんしんセンター等と連携しての見守りが必要である。

また、平成28年度調査と比べて平成30年度では18～59歳で施策の重要度が高くなった。

【人口推計調査（平成29年度）】

○高齢者人口の割合が引き続き高い水準を維持していく。

⇒高齢者の意識は高いが、被害件数が多い傾向にあるため、引き続き高齢者あんしんセンター等と連携した見守りが必要である。

【基本計画2020に向けて】

成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害が増えるおそれがあるため、区内の小・中・高校との連携を図り、適切な情報の提供を行うことで消費生活センターへの誘導を図る。さらに、被害に遭いやすい高齢者等の消費者被害防止のため関係機関等との連携の強化を図る。

【施策の方向性】

①相談体制の充実

消費者被害の未然防止や被害救済等を適切かつ迅速に行うため消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、若者・高齢者・障害者の関係機関等との連携体制を強化する。

②安全・安心な消費生活の推進

消費者が商品・サービスを安心して選択できるよう、家庭用品品質表示法等に基づき、販売業者（事業者）に対し、消費者保護の啓発に取り組む。

【取組み例】

①消費生活相談員の研修等への積極的な参加や、相談窓口の周知、教育機関、高齢者あんしんセンター等、関係機関との連携体制を構築する。

②家庭用品品質表示法等に基づき、店舗立入検査を行い、不適正な表示の有無を確認し、東京都へ報告する。

【重点施策】

★相談体制の充実

⇒教育機関や高齢者あんしんセンター等、若者・高齢者・障害者の関係機関や団体との連携を強化してセーフティネットを構築し、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期解決のための相談体制の充実を図る。

【単位施策体の変更】

①相談体制の充実・・・「①相談体制の充実」と「③関連する機関と団体との連携を強化」の統合

2-6

未来を担う人づくり -1

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

① 確かな学力の保証	
② 豊かな心の育成	○確かな学力向上プロジェクト
③ 健やかな体の育成	○健やかな体育成プロジェクト
④ グローバル時代に対応した国際人の育成	○グローバル人材育成プロジェクト
⑤ 個に応じた教育の推進	○特別支援教室の充実
⑥ 特色ある教育活動の推進	○サブファミリーによる特色ある教育の推進
⑦ 就学前教育の充実	☆施設一体型小中一貫校の設置 ○小中一貫校の検討 ※事業の具体化 ○区立認定こども園の設置

(2) 教育環境の整備

① 授業力の向上	○ICTを活用した教育の充実
② 「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備	○学校の改築
③ 学校規模の適正化・適正配置	○リフレッシュ改修工事の推進
④ 教育支援体制の整備	○小学校の適正配置の推進 ○（仮称）教育総合センターの設置

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・放課後学習や家庭学習の定着を図る。
- ・子どもが外国語を学び、親しむ機会を増やす。
（イングリッシュサマーキャンプや中学生海外交流事業などへの参加）
- ・学校整備におけるアンケートに協力し、説明会や検討会に参加する。
- ・いじめや不登校、子どもの発達や教育についての悩みを抱え込まず、教育総合相談センターや学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談などを活用する。



区（行政）の役割

- ・子どもや保護者が安心できる学校環境づくりを行う。
- ・教員の指導力向上に向けた取組みを行う。
- ・多文化を相互理解する場の環境整備を行う。
- ・地域から親しまれる開かれた学校づくりを行う。
- ・総合的な教育相談の体制を整備する。

北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。
そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。
また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

重点施策

★確かな学力の保証

⇒変化の激しい時代において、自ら学び考え行動する力の育成を図る。

★グローバル時代に対応した国際人の育成

⇒刻々と変化する社会情勢に適応し、生き抜く力の育成を図る。

★「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

⇒学校施設の老朽化対策とともに、『教育先進都市・北区』に相応しい教育環境の整備を行う。

2-6

未来を担う人づくり -2

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

① 学校・家庭・地域社会の協働	☆家庭教育力向上アクションプラン 〔○家庭教育力向上プログラム〕 ※事業の具体化
② 家庭・地域社会の教育力の向上	

(4) 地域に開かれた学校づくり

① 地域社会との交流促進	○コミュニティ・スクールの推進
② 学校施設の地域開放の充実	

(5) 青少年の健全育成と自立支援

① 青少年の社会参加の促進	
② 青少年を育む地域環境の整備	

北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。
そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。
また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

重点施策

★家庭・地域社会の教育力の向上
⇒家庭の教育力の低下が指摘される中、地域全体で家庭教育を支えるしくみづくりを推進する。

★地域社会との交流促進
⇒家庭・学校・地域の連携推進により地域と子どもとの交流を広げ、子どもたちに多様な価値観に触れさせることで、人間性や社会性を育む。

★青少年の社会参加の促進
⇒青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている中、青少年の社会活動を促し、地域活動を強化していくことで、青少年の健全育成につなげる。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせる。
- ・子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
- ・地域全体で子ども達の成長を見守り、支える。
- ・学校教育に関わるボランティアに参加したり、活動への協力を行う。
- ・青少年地区委員会の活動へ積極的に参加する。



区（行政）の役割

- ・家庭と連携して学習習慣の定着に向けた取組みを行う。
- ・地域住民と学校との連携協力体制を強化する。
- ・学校支援ボランティアなど地域の人材を活かす場、情報交換の場を提供し、ネットワークづくりを行う。
- ・青少年地区委員活動への支援を行う。

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

学力が向上し、社会の変化に応じた判断力、思考力を持った児童・生徒が育成される

【基本計画2015の実績評価】

確かな学力向上プロジェクト（学力パワーアップ非常勤の全校配置、学力フォローアップ事業などの放課後学習の場の充実）を着実に実施し、きめ細やかな指導を実現している。

グローバル人材育成プロジェクトにおいて、カルフォルニア州との交流事業参加定員数を増加した。新聞大好きコンクールは年々応募数が増加している。全ての区立小に特別支援教室を設置し、個に応じた特別支援教育を推進している。各学校サブファミリーごとに研究推進テーマを設け、成果の共有を図っている。神谷中サブファミリーにおいて、施設一体型の小中一貫校の検討を進めている。平成29年に北区立初の認定こども園、さくらだこども園を開校した。

学校教育の推進における施策は多岐に渡っており、それぞれの方面から推進している。個々の施策については一定の成果をあげており、全体的に達成されていると考えられる。

教育現場を取り巻く状況は刻一刻と変化し、求められているものが大きく様変わりするため、新たな方向性、課題も増えつつある。新たな教科も増え、国・都の推進計画や補助制度の動向も見定めつつ、総合的に施策を進めていく必要がある。

【社会動向】

【国】平成29年3月、新学習指導要領の告示に伴う、道徳科の新設、小学校英語教育の強化、プログラミング教育の必須化、いじめ防止基本方針の改定がなされた。

【区】平成30年度より道徳科、小学校外国語科の先行実施を行っている。平成29年度よりプログラミング教育推進のため東洋大学と連携し、プログラミング教育推進校を2校指定した。国の方針改定を受け、平成29年に区いじめ防止基本方針を改定した。

⇒新学習指導要領に基づいたカリキュラム、指導方法の確立を図る必要がある。道徳科の充実、及びいじめの未然防止、早期発見、早期対応への取組強化が必要である。

【今後の課題】

- ①児童・生徒の基礎的な学力の定着を図るため、教員の指導力向上が必須である。
新学習指導要領の全面实施に伴う、主体的・対話的で深い学びや、情報処理能力の必要性が注目されている。
- ②道徳科の新設への対応とともに、いじめや体罰の根絶に向けて全力で取り組んでいかなければならない。
- ③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い進めてきた、自ら進んで運動に親しむ資質・能力の育成を、多様な国の文化やスポーツに親しむ態度の育成とからめていく必要がある。
- ④外国語科の新設（小学校高学年）へ対応するとともに、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の醸成が、異なる文化との共存において必要である。
- ⑤発達障害や知的障害のある児童・生徒の増加に対応して、義務教育期の多様な学びの場を提供する必要がある。また不登校児童・生徒が増加しているため、その対応も求められている。
- ⑥小1プロブレム・中1ギャップ解消（※29）のため、学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進が求められている。
- ⑦幼稚園・保育園から小学校へ入る子どもたちの連続性を重視した取組が必要である。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○国際化推進のための重点施策に関して「異文化理解に関する教育の推進」についての関心が高い。
○学校教育のための重点施策として「道徳教育の推進」への関心が最も高く「児童生徒一人ひとりの個性に応じた教育」「学力向上への取組み」と続く。
⇒それぞれの分野に関して十分に取り組んでいく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育や新学習指導要領の全面实施による道徳科や外国語科の新設に伴う指導体制の構築、就学前教育保育や特別支援教育の充実等により、多様な児童・生徒一人ひとりに応じた、質の高い教育を推進する。

【施策の方向性】

- ①**確かな学力の保証**
基礎的な知識・技能の習得、確かな学力の定着をめざすとともに、これからの時代を生き抜くために必要となる、主体的に学び考え行動するアクティブ・ラーニングの姿勢を育成する。
- ②**豊かな心の育成**
教職員、児童・生徒の人権感覚を磨き、偏見や差別意識、いじめの解消を図る。
- ③**健やかな体の育成**
生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成し、食育や病気・依存症予防の啓発等、様々な側面から子どもの健やかな心身育成を図る。
- ④**グローバル時代に対応した国際人の育成**
外国文化に積極的に触れ合う環境を構築し、刻々と変化する社会情勢に対応できる子どもの育成を行う。
- ⑤**個に応じた教育の推進**
就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な児童・生徒の状況に即した教育環境を整える。不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員が連携して支援を行う。
- ⑥**特色ある教育活動の推進**
北区学校ファミリー構想（※30）のもと、小中一貫教育を推進するとともに、学校と地域が連携して、地域の特性を生かした教育を行う。
- ⑦**就学前教育の充実**
家庭や地域との連携を強化して就学前教育保育の充実を図るとともに、幼保小間の連携を密にし、小1プロブレムの解消をめざす。

【重点施策】

- ★**確かな学力の保証**
⇒変化の激しい時代において、自ら学び考え行動する力の育成を図る。
- ★**グローバル時代に対応した国際人の育成**
⇒刻々と変化する社会情勢に適応し、生き抜く力の育成を図る。

【取組み例】

- ①学力パワーアップ非常勤配置による授業中のサポート、家庭学習アドバイザーによる家庭学習習慣形成サポート、学力フォローアップ事業によってつまづきやすい学年の学習指導を行う。
図書館指導員の全校配置により、児童・生徒の意欲的な調べ学習を促進する。
- ②道徳科教科書の採択を行い、カリキュラムの作成、指導方法について検討を行う。
いじめ根絶に向けた研修会や広報を行う。
- ③オリパラ教育を推進する中で得た成果を生かした指導方法を検討する。
アルコール、薬物、がん等に関する啓発教育を実施する。
- ④年間70単位時間の英語授業の実施、E S Cや中学校海外交流事業（※31）の推進。
小中学校プログラミング教室開催によるプログラミング教育の普及・啓発、理科教育の強化や新聞大好きプロジェクトの実施に取り組む。
- ⑤第三次北区特別支援教育推進計画（※32）に基づいた個に応じた児童・生徒への支援を行う。
不登校児童・生徒や保護者支援のために、適応指導教室のあり方について検討を行うとともに、政策提案協働事業「多様な育ちを支える地域連携事業」（※33）を推進する。
- ⑥神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の開校に向けたカリキュラムを作成する。
サブファミリーごとに地域の特性を生かした教育活動を行う。
- ⑦きらきら0年生プロジェクト等の就学前教育の充実を図る。
さくらだこども園の検証、及びさらなるこども園整備の検討を行う。

(2)教育環境の整備

学校の教育力が高まるとともに、安全・安心で豊かな教育環境となる

【基本計画2015の実績評価】

「東京都教員人材育成基本方針」等を踏まえた教職員研修を実施し、授業力の向上を図っている。

ICT環境の整備を行い、ICTを活用したわかりやすく質の高い授業を実施している。

「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、学校の改築及びリフレッシュ改修工事を計画的に進めている。

学校規模の適正化・適正配置については、ブロック毎に設置する検討組織における合意形成を踏まえ、概ね計画どおり実施してきた。

教育相談所・就学相談室・不登校対策室機能等を集約した「教育総合相談センター」を設置し、教育に係る相談、支援体制の充実を図った。



教育環境の整備については、ソフト・ハード両面からの推進が必要であり、上記のとおり各施策は概ね計画どおりに進んでいることから、十分な整備が図られている。

今後も、公立小学校児童・中学校生徒数の推計に留意しつつ、長期的には社会全体として人口減少と少子化が進んでいく状況に対応した教育環境の実現のため、教職員の授業力向上等のソフト面・学校施設の整備等のハード面ともに充実させ、引き続き学校教育の質の向上を図っていくことが重要である。

【社会動向】

【国・東京都】中央教育審議会から学校における働き方改革に係る緊急提言が示され、これを踏まえ、東京都が働き方推進プランを策定した。

また国は、各自治体に対して、遅くとも平成32年度までに個別学校施設の長寿命化計画を策定するよう求めている。

⇒「学校における働き方改革」に関する検討が国をはじめ東京都、区においても進められており、今後、教師が業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童・生徒に接する時間を十分に確保することができるよう、今まで以上に学校現場において実施する事業について優先順位付けをするなどの対応が必要となる。

⇒学校施設の長寿命化計画を策定し、区としての整備方針を示していかなければならない。

【今後の課題】

①「学校における働き方改革」提言による学校を取り巻く環境の整理、改善が必要である。

新学習指導要領を踏まえたカリキュラムを作成し、学習指導を行う必要がある。

②新学習指導要領などの整合性を確保しつつ、社会環境の変化に伴い学校施設に求められる新たな機能整備に対応する必要がある。

③児童数が増加傾向にある一方、適正規模を下回る小学校も存在しており、今後の地域開発や児童数の動向を見極める必要がある。

将来的な児童数の減少に伴う学校の小規模化に対し、すべての区立学校が、充実した教育活動を展開できる適正規模の確保が必要である。

④教育の総合相談窓口として、教育総合相談センターを設置し、機能の充実を図ったが、相談件数の増加や相談内容の複雑化等の課題への取り組みがより一層必要である。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○「学校教育の充実」について、重要度（0.9）・満足度（0.1）とされ、重要度・満足度がともに高い区分に分類されている。

⇒「学校教育の充実」に係る重要度は、今後も高い値を推移するものと考えられるが、それに見合うよう高い満足度を今後目指していく必要がある。

【基本計画2020に向けて】

学校における働き方改革を踏まえつつ、多様化していく学校教育へのニーズに的確に対応できる教育環境の整備を推進する。

【施策の方向性】

①授業力の向上

学校における働き方改革や新学習指導要領を踏まえた指導体制の充実や業務改善の推進により、教職員が児童一人ひとりと向き合う時間を確保できるようにする。

②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

計画的に学校施設・設備の整備を進めると共に、良好な状態で学校施設を使用できるような教育環境の整備を図る。

③学校規模の適正化・適正配置

平成24年に策定した「学校適正配置計画」に基づく全てのブロック協議が平成30年度中に終了する予定である。

今後も、地域の実情や人口動向等を見据え、学校規模の適正化に努める。

④教育支援体制の整備

子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、ワンストップの総合相談窓口としての体制及び機能の充実を図る。

多岐にわたる相談内容に対応できる専門的な知識や経験を持つ人材の確保、活用を行う。

【取組み例】

①働き方改革検討委員会を設置し、教員の働き方改革を推進する。

教職員研修を体系的に整備し、計画的に実施する。
教育現場におけるICT環境を引き続き整える。

②計画的に学校改築・改修を推進する。
（仮称）北区立小・中学校長寿命化改築・改修計画を策定する。

③適切な時期に、適正配置に向けた協議に着手する。

④児童相談所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを一体的に整備し、ワンストップ相談窓口としての体制を強化する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、不登校児童・生徒の増加に対応できる適切な配置を行うとともに、適応指導教室における役割の強化等、さらなる活用を図る。

【重点施策】

★「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

⇒学校施設の老朽化対策とともに、「教育先進都市・北区」に相応しい教育環境の整備を行う。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校、家庭、地域が連携し、子ども達が地域で健やかにのびのびと育つ環境となる

【基本計画2015の実績評価】

地域と一体となった特色ある教育を、12の学校サブファミリーにおいて実施しており、地域に根差した教育を推進している。

学校支援ボランティア活動者数については、毎年一定程度の活動量を得られている。



平成26年度から学校支援ボランティア事業の全校実施により各校活発に活動し、子どもの教育力向上に一定の成果を出している。

施策全体としては概ね良好に進んでいる。今後も、サブファミリーを基盤とした連携を強化し、学校支援ボランティア事業などの充実によって学校・家庭・地域社会の連携を進めていく。

【社会動向】

【国】幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化するため、「地域学校協働活動」（※18）を全国的に推進している。

【区】教育ビジョン2015において、5つの柱の1つとして「家庭・地域の教育力向上の支援」を掲げている。

⇒文部科学省からは、学校支援地域本部事業から、地域学校協働活動へ移行へと方向性が示されているため、北区の教育体制について検討していく必要がある。

【今後の課題】

①地域における教育力の低下、家庭の孤立化等の課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対応することが求められており、地域と学校がパートナーシップとして連携・協働するための組織的・継続的なしくみが必要不可欠であると指摘されている。

②家庭は子ども達の健やかな育ちの基盤であり、子どもの心の拠り所、すべての教育の出発点であることをふまえ、核家族化等を背景に、地域全体で子どもの成長を支えるための地域や家庭における教育力の向上が大きな課題となっている。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○学校教育のための重点施策の中で「学校・家庭（PTA）・地域との連携」の項目は、上位には位置しておらず、前回調査と比較すると2.9ポイント減少している。

⇒国等は、学校・家庭・地域との連携を推し進めているが、区民の意識・意向においては、あまり重要事項と認知されていないことがうかがわれる。

【基本計画2020に向けて】

学校・家庭・地域社会の連携を推進し、家庭の教育力向上や地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを図る。

【施策の方向性】

①学校・家庭・地域社会の協働

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子ども達の成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する。

引き続き、北区学校ファミリーにおけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを推進し、学校と地域の関係諸機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築する。

②家庭・地域社会の教育力の向上

充実した家庭教育を行うことができるようにするため、学校を核として家庭や地域と協力・連携を図りながら、地域や家庭における教育力の向上をめざす。

【取組み例】

①既存の学校支援地域本部事業をふまえて、地域学校協働本部体制の構築について、国の動向等も鑑みながら、関係各課と連携を図り検討を行う。

②「生活習慣の形成」「家庭学習の定着」「親子のきずなづくり」を柱とした家庭教育力向上アクションプラン事業の推進・見直しを図る。

【重点施策】

★家庭・地域社会の教育力の向上

⇒家庭の教育力の低下が指摘される中、地域全体で家庭教育を支えるしくみづくりを推進する。

(4) 地域に開かれた学校づくり

地域に開かれた学校が、地域コミュニティの核となる

【基本計画2015の実績評価】

学校支援ボランティア活動推進事業については、平成26年度の全校実施より、計画通り目標達成できている。

地域に開かれた学校施設については、平成29年度に制度間で不均衡が生じていた使用料の見直しを図るため、学校設備使用条例等の関係規則を整備した。これにより、制度が簡素化され分かりやすくなった。

学校支援ボランティア活動推進事業の全校実施により、地域の人々が学校や地域の子どもの教育活動の支援に活発に協力できるようになり、地域も大人と子どもの交流が広がった。

平成30年度にコミュニティスクール4校目の導入により、「北区基本計画2015」の前期目標を達成している。

各事業を通して、ハード面ソフト面双方向から、地域の教育力を活用した学校づくりが推進されている。

【社会動向】

【国・東京都】平成29年の社会教育法改正により、「地域学校協働活動（※18）」を全国的に推進しており、公立学校への学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度導入が努力義務とされた。

【区】区立小中学校では「地域に開かれた学校づくり」のもと、教育活動や環境整備等に地域の教育力を活かした支援が必要となっている。

⇒地域に開かれた学校づくりをめざし、学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育の活性化に努めていくという視点は大切であり、それに沿った事業展開を推進していく必要がある。

【今後の課題】

①情報化の進展により学校を取り巻く家庭・地域の状況は急速に変化しており、子どもが地域で安全・健全に育つ環境を整備していくためにも学校と地域がさらに連携し、双方向に人材を交流し、双方の教育力を高めていく必要がある。
また、コミュニティ・スクール（※34）について先進事例を共有し、学校・地域でさらに理解を深めていく必要がある。

②学校施設の地域開放については学校の事務負担が大きく、学校によって施設管理のレベルに差がある。

【基本計画2020に向けて】

コミュニティスクールをはじめとした、学校と地域、保護者が連携・協働しながら、子どもたちの成長を支えるしくみづくりを推進する。

【施策の方向性】

①地域社会との交流促進

地域の教育力の活用によって学校の教育力を高め、双方が交流し連携することによって、地域全体による子どもの健全育成を図る。

また、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくためしくみであるコミュニティ・スクールを推進し、質の高い学校教育の実現を図る。

②学校施設の地域開放の充実

学校設備を学校教育に支障のない範囲で地域に開放することで、地域住民の生涯学習や健康づくりに役立て、同時に学校と地域の交流促進も図る。

【取組み例】

①学校公開講座の開催等、地域と学校の交流を促進する。
地域の自然や伝統文化を教材として活用する。すでにコミュニティスクールを導入している学校の事例を参考に、学校ごとの環境に合わせた導入方法を模索、推進する。

②体育館や運動場等、学校施設の地域への開放を行う。

【重点施策】

★地域社会との交流促進

⇒家庭・学校・地域の連携推進により地域と子どもとの交流を広げ、子どもたちに多様な価値観に触れさせることで、人間性や社会性を育む。

【単位施策の変更】

②学校施設の地域開放の充実

⇒「地域に開かれた学校施設」から単位施策名を変更

(5) 青少年の健全育成と自立支援 青少年の社会参加が促進される

【基本計画2015の実績評価】

「□□大運動会」・「○○まつり」等の広く地域住民が参加できる青少年地区委員会事業は、様々な世代間の交流を実現させるといった結果につながった。

内閣府が主唱する「子供・若者育成支援強調月間」に合わせて「あいさつ運動」と称した地域環境づくり推進活動事業を実施できた。

あいさつポスター作品募集において、応募点数が毎年増えており、児童生徒の地域環境づくり啓発活動への関心が高まっている。

「青少年の社会参加の促進」・「青少年を育む地域環境の整備」施策は、各青少年地区委員会の地区委員の努力により、地域に根ざした活動として定着しているが、青少年地区委員会委員数は減少傾向にあり、活動の担い手の確保が課題となっている。

【社会動向】

【国】「青少年インターネット環境整備法」の改正に伴い、フィルタリング機能の利用促進を図るための措置を講ずることとした。

平成29年3月に「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置し、検討を行った。

【東京都】青少年のダイバーシティ（多様性）の意識を育むために、「青少年応援プロジェクト・ダイバーシティ研修」事業を開始した。

平成29年7月にJKビジネスを規制する「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行した。

【区】「放課後子ども総合プランの実施により児童館の統合及び「子どもセンター」・「ティーンズセンター」への移行が行われた。

⇒子どもを有害情報から守るため、インターネット環境に関する意識啓発や取組みを推進する必要がある。

⇒従来青少年地区委員会が実施してきた小学生向け事業の見直しを図り、地域の様々な人材の社会活動への参加を促進する取組みが必要である。

⇒青少年のダイバーシティ意識を育む取組みが求められている。

【今後の課題】

①地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組む必要がある中、青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている。

②スマホやインターネットの普及など、時代の変化に対応した地域環境整備活動を実施していくことが求められている。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○子育て支援で区が力を入れるべきと思うことに「地域で子どもたちを守り育てるといった意識の高揚」や「地域の青少年健全育成活動の充実」が挙げられている。

⇒地域全体での子育てを実現するために、青少年地区委員会等の地域の組織を充実させなければならない。

【基本計画2020に向けて】

町会・自治会や青少年地区委員会などの地域コミュニティと協働して青少年の健全育成に取組み、青少年が主体的に地域活動へ参加できるよう支援を行う。

【施策の方向性】

①青少年の社会参加の促進

青少年が地域社会の一員としての自覚を高めるための積極性や社会性を養う取組みを行うとともに、学校と地域の連携を強化し、青少年を地域の人材として、学校活動をはじめとした多様な地域活動に生かせるしくみを構築する。

②青少年を育む地域環境の整備

スマホ等から簡単に入手可能な現代における有害情報への対策、地域や学校PTAによる非行防止・犯罪防止活動を推進し、青少年を取り巻く地域環境の浄化を図る。

【取組み例】

①ジュニアリーダー・シニアリーダー研修会の参加者に対し、学校活動や、青少年地区委員会で開催する野外活動や運動会、お祭り等を通じ、地域活動への積極的な参加を促進する。

②研修等でインターネットのフィルタリング機能の普及やリスク防止の啓発を行う。
非行防止・犯罪防止のために青少年地区委員会や町会・自治会・学校が連携し、パトロールを実施する。
夕焼けチャイムを放送し、帰宅時間の目安を周知する。

【重点施策】

★青少年の社会参加の促進

⇒青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている中、青少年の社会活動を促し、地域活動を強化していくことで、青少年の健全育成につなげる。

2-7 グローバル時代のまちづくり

基本計画2020における 施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
★中期計画(H29-31)における新規事業

(1)地球市民を育む意識づくり

- | | |
|---|-------|
| ① | 人権の尊重 |
| ② | 平和の推進 |

(2)国際交流・国際協力の推進

- | | | |
|---|--------------|----------------|
| ① | 国際交流・国際協力の推進 | ○地域における国際交流の推進 |
|---|--------------|----------------|

(3)外国人が暮らしやすい環境づくり

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 多言語・多文化に対応した環境づくり |
| ② | 国籍が異なる人を認め合う地域づくり |
| ③ | 多文化共生を推進する人づくり |

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・人権、平和についての関心を持つ。
- ・国際交流事業に積極的に参加し、その成果を周りと共有する。
- ・NPOや外国人支援団体が中心となりネットワークを構築し、地域課題を共有する。
- ・互いの多様性を認め合い、多文化を受け入れる。



区（行政）の役割

- ・区民が主体的に人権、平和活動を展開できるしくみづくりを行う。
- ・国際交流事業の積極的な周知、呼びかけを行う。
- ・区民やNPO等の外国人支援団体と連携し、地域課題を把握し課題解決に向けた施策の推進を図る。
- ・多様性を認め合い、多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する。

北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあつて、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。
わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。
また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。
区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

重点施策

★人権の尊重

★平和の推進

⇒区民一人ひとりが人権と多様性、平和について考える貴重な機会となるよう、幅広い世代を対象とする必要があるため、長期的な視点で事業展開に取り組む。

★国際交流・国際協力の推進

⇒青少年交流団海外派遣等の事業によって区民の国際感覚を養うとともに、NPO・ボランティア等地域の多様な主体と連携・協働して、国際交流・国際協力を推進する。

★多言語・多文化に対応した環境づくり

⇒外国人人口は増加しており、多国籍化が進んでいることから、多言語化及びやさしい日本語やイラスト等の活用により、区政情報を確実に届ける。

(1)地球市民を育む意識づくり

平和で様々な人権が尊重される社会となる

【基本計画2015の実績評価】

効果的に人権啓発活動を行うため、人権講演会や区民まつり等の事業で、人権擁護委員による普及啓発チラシの配布等を行っている。また、平和の推進についても、ポスターの作成・配布を通じて、平和祈念事業を広く区民に周知している。



継続的な普及啓発活動により、人権講演会の来場者数及び平和祈念事業の来場者数は共に増加傾向にある。

人権の尊重及び平和の推進については、いずれも長期的な視点で事業を継続していくことが地球市民を育む意識づくりに必要である。

【社会動向】

【国・東京都】人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進することとしている。

【区】国や都の指針等を踏まえて、人権教育の啓発及び平和に対する意識の高揚を図っている。

⇒引き続き平和や人権意識の向上を図る必要がある。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○2割以上の区民が、国籍や性別等による差別や偏見が身近にあると答えている。また、「国籍」による差別や偏見が身近にあると答えた割合が最も高い。

⇒人種等に関係なく多様な人々の人権が尊重される社会の実現に向け、人権に関する差別や偏見は許されないということを発信し続ける必要がある。

【今後の課題】

①だれもが安心して暮らせる社会となるよう、幅広い世代の区民が人権や多様性について考えるきっかけづくりが求められている。また、将来を担う子どもたちへの普及・啓発が重要であることから、長期的な視点で施策を展開する必要がある。

②平和に貢献する地球市民を育むため、幅広い世代の区民が、平和について考えるきっかけづくりが求められる。

【基本計画2020に向けて】

長期的な視点で幅広い世代の区民に対し、人権と多様性の尊重、平和の推進に向けた事業を実施する。

【施策の方向性】

①人権の尊重

だれもが一人ひとり持っている国籍や年齢、性別や性のあり方、障害の有無、出身地等の多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることが出来る差別のない人権尊重社会の実現に向けて、将来を担う子どもたちを中心とした、幅広い世代の区民への普及・啓発を目的とした事業を長期的に展開する。

②平和の推進

「北区平和都市宣言」でうたう「平和で自由な共同社会の実現」に向けて、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に対し、平和への意識の普及・啓発を行う等、平和祈念事業を通じた取組みを推進する。

【取組み例】

①人権週間を活用し、人権講演会の実施や区民まつりにおけるイベント等、区民に対する意識啓発を推進する。

②平和記念週間を活用し、平和祈念事業を通して、区民に対する意識啓発を推進する。

【重点施策】

★人権の尊重

★平和の推進

⇒区民一人ひとりが人権と多様性、平和について考える貴重な機会となるよう、幅広い世代を対象とする必要があるため、長期的な視点で事業展開に取り組む。

【単位施策の再編について】

旧③国際理解の推進

・・・基本施策(3)外国人が暮らしやすい環境づくり における
単位施策②国籍が異なる人を認め合う地域づくり へと移行

(2) 国際交流・国際協力の推進

区民の国際感覚が養われる

【基本計画2015の実績評価】

国際的な視野をもった区民の育成を図るため、青少年、文化、スポーツ等幅広い分野で海外交流都市との相互交流を継続実施している。

区内大学に在籍する留学生を対象に、保育園等北区の職場に従事する機会を設ける短期国際交流員事業を実施している。



区民まつりや異文化体験事業等において、互いの文化を体験しながら、交流を行っている。

海外友好都市との交流は、一定程度の参加者があり、国際交流への意識・関心の高さがうかがえる。

短期国際交流員事業は、区民との交流を通じた相互の国際理解につながっている。

平成29年度に北区とウォルナットクreek市間でパートナーシティ協定を結んだことに伴い、中学生交流派遣事業の人数を従来の25名から40名に増員して実施している。

区民の国際感覚を養い、異文化への理解を深めるため、海外の友好都市との相互交流は引き続き推進する必要がある。

【今後の課題】

①外国人区民との交流機会が今後増えていくと予想される中、お互いの文化に対する理解を深めていく必要がある。

また、地域の国際化に関する課題は多岐に渡ることから、NPO・ボランティア等、行政と民間の間で調整する役割を担う団体が事業全体を担うようなくみづくりの必要性が増している。



【基本計画2020に向けて】

区民の国際感覚を養うため、海外友好都市との交流を充実させるとともに、地域の多様な主体との連携・協働による国際交流・国際協力を推進する。

【施策の方向性】

①国際交流・国際協力の推進

海外友好都市等との文化・スポーツ、芸術等を通じた交流事業により、青少年をはじめとした区民の国際感覚の育成を図り、相互の国際理解を促進する。

NPO・ボランティアや企業、学校等、様々な機関との連携と協働により、地域からの国際交流、国際協力を推進する。

【取組み例】

①中学生や青少年団の海外派遣交流事業により海外友好都市との親睦を深める。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、事前キャンプ誘致国等との国際交流事業を検討する。

区内大学及び日本語学校の留学生を対象にした短期国際交流員事業等により、相互の国際理解を深める。

「北区国際交流・協力ボランティア制度」(※35)への登録を促進する。

東京国際フランス学園等、地域における関係機関との国際交流・協力事業を推進する。

【社会動向】

【国】総務省国際室は、民間主導型の国際交流を推進していくとしており、東京都では、協働と連携のあり方やすくみを体系化して国際化を進めている。平成30年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」が閣議決定され、外国人に新たな在留資格が新設されることとなる。

【東京都】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えている。

【区】「北区国際化推進ビジョン」の考え方にもとづき、国際交流を主に推進してきた。外国籍の児童向けに、日本語適応指導員の派遣を行っている。

平成30年11月に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ実施に係る覚書」をハンガリー国柔道協会及びフェンシング連盟と締結した。

⇒外国人との交流機会が今後さらに多くなることが予想され、多文化共生社会の実現については喫緊の課題となっている。また、事業客体の増加に伴い、行政主導では対応しきれない可能性がある。

【各種調査結果から】

【北区区意識・意向調査(平成30年度)】

○国際化推進のための重視すべき施策として、国際交流の機会の拡充、外国人区民の日本語学習機会の充実、異文化理解に関する教育がいずれも3割を超えている。

⇒異文化理解等の施策を推進する必要がある。

【北区人口推計調査(平成29年度)】

○北区は他の特別区と比較しても、外国人増加率は高く、今後も北区の外国人人口は増加が見込まれる。

⇒外国人との交流機会が今後さらに多くなることが予想される。

【重点施策】

★国際交流・国際協力の推進

⇒青少年交流団海外派遣等の事業により区民の国際感覚を養うとともに、NPO・ボランティア等地域の多様な主体と連携・協働して、国際交流・国際協力を推進する。

【単位施策の再編について】

旧①地域における草の根交流の推進

旧②区民主体の国際交流の推進

旧③北区らしい国際協力の推進

…以上3つの単位施策を1つの単位施策に統合

(3)外国人が暮らしやすい環境づくり

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らす

【基本計画2015の実績評価】

生活情報や区政情報を国際交流紙で発信している。庁舎窓口においては、通訳クラウド（テレビ電話を使った三者間通話）を導入し、外国人来庁者へのスムーズな窓口対応を図っている
区立図書館全館では14,700冊の外国語図書蔵書数がある。
住居表示街区案内板を3ヶ国語併記にしている。



日本人と外国人が地域社会において共生していくための方針として「北区多文化共生指針」を平成30年度に策定し、指針にもとづいた、具体的な施策を検討・実施していくこととなる。

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまちをめざし、具体的な行動計画を策定し、庁内において推進体制を構築していく必要がある。

【社会動向】

【国】「地域における多文化共生推進プラン」で多文化共生施策の考え方を明確にした。また、外国人を対象に新たな在留資格が新設される。

【東京都】「東京都多文化共生推進指針（平成28年2月）」では多文化共生意識の醸成等の方向性を示した。

【区】外国人区民との間で課題が生じている一方で、社会での活躍が期待されている。これらの課題を解決するために、「北区多文化共生指針」を平成30年7月に策定した。

⇒東京都や東京都国際交流委員会等と連携を図りながら、区民とともに外国人区民を支援する主体として、的確に行政サービスを届けられる区民の体制を整備する必要がある。

【今後の課題】

①外国人への情報伝達の一層の充実が求められている。また、行政情報の理解不足等があることから、日常生活における誤解やトラブル等を生じさせないために、日本語学習の機会等の支援を充実させる必要がある。

②国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会実現の基本であり、外国人区民との交流機会を増やし、様々な分野での接点を見出す必要がある。

③日本の生活ルールやしぐみを知らないため、地域活動に参加できない外国人がいることが課題である。外国人を支援する一方で、外国人ならではの視点や文化・経験をまちづくりに生かすしくみづくりが必要となる。

【各種調査結果から】

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○国際化推進のための重視すべき施策として、国際交流の機会の拡充、外国人区民の日本語学習機会の充実、異文化理解に関する教育がいずれも3割を超えている。
○2割以上の区民が国籍や性別、年齢、障害による差別や偏見があると答えている。

⇒日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまちづくりをめざし、多文化共生を推進していく必要がある。

【北区人口推計調査（平成29年度）】

○北区は他の特別区と比較しても外国人増加率は高く、今後も外国人人口の増加が見込まれる。

⇒外国人との交流機会が今後さらに多くなることが予想される。

【基本計画2020に向けて】

外国人区民が国籍を意識することなく安心して暮らせる北区を実現するため、地域での環境の整備を行うとともに、地域交流や地域参画の機会創出を推進する。

【施策の方向性】

①多言語・多文化に対応した環境づくり
外国人区民への情報提供について、多言語化及びやさしい日本語の使用、イラストやユニバーサルデザイン等の活用を図る。また、外国人区民への日本語学習機会の拡充を図る。

②国籍が異なる人を認め合う地域づくり
自国の文化や習慣等を大切にしながら、異なる国の価値観を学ぶ異文化理解を推進するとともに、外国人区民との交流機会を創出し、多様性を認め合う地域づくりを推進する。

③多文化共生を推進する人づくり
外国人区民が地域に愛着を持ち、つながりを持って暮らしていけるよう、外国人の活躍や地域参画を支援するNPO・ボランティア活動等、中間的な立場で日本人と外国人を結ぶ担い手の発掘・育成を行い、多文化共生を推進する。

【取組み例】

①北区国際交流紙の発行、通訳クラウドサービスの活用、パンフレット等の多言語化により行政情報を外国人に届けやすくする。
日本語学習を行う支援団体と連携し、外国人児童・生徒への学習支援等を行う。
区職員に対し、外国人区民による外国語講座等の研修を実施する。

②ESC等グローバル人材育成プロジェクトをはじめとした、学校における異文化理解教育や、日本及び外国文化体験イベントを実施する。
区民まつり（国際ふれあい広場）のPR及び参加の促進を図る。
多文化共生PR強化月間の設置や人権週間及び平和記念週間を活用した事業を実施する。

③先進的な町会・自治会を参考とし、外国人区民へのボランティア講座等、外国人区民の地域参画促進について検討を行う。
日本語学習支援や交流事業などを行うNPO法人やボランティア団体等の協力を得て、外国人を支援する区民（キーパーソン）を発掘・育成する。

【重点施策】

★多言語・多文化に対応した環境づくり
⇒外国人人口は増加しており、多国籍化が進んでいることから、多言語化及びやさしい日本語やイラスト等の活用により、区政情報を確実に届ける。

【単位施策の再編について】

- ①多言語・多文化に対応した環境づくり
- ②国籍が異なる人を認め合う地域づくり
- ③多文化共生を推進する人づくり

旧単位施策名（下記のとおり）を変更

- ①外国人が生活しやすい環境の整備
- ②多文化共生のしくみづくり
- ③外国人区民の地域社会への参画の促進

2-8

男女共同参画社会の実現

基本計画2020における
施策体系案（基本施策 - 単位施策）

○基本計画2015における計画事業
☆中期計画(H29-31)における新規事業

(1) 男女平等の意識づくり

- | | |
|---|---------------------|
| ① | 学習・啓発による男女共同参画意識の向上 |
| ② | 性の多様性への理解促進 |

(2) 男女共同参画社会の推進

- | | | |
|---|----------------|---------------------|
| ① | 男女共同参画の推進 | ○北区配偶者暴力相談支援センターの設置 |
| ② | 暴力防止の総合的な支援の推進 | |

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

- | | | |
|---|-----------------|------------------------------------|
| ① | ワーク・ライフ・バランスの推進 | ☆女性活躍推進事業
○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業 |
| ② | 女性の活躍推進 | |

北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。
男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

重点施策

★学習・啓発による男女共同参画意識の向上
⇒時代とともに変化する、啓発すべき課題や受講者のニーズを的確に捉えた事業、国や都の施策に連動した講座やセミナーを実施する。

★暴力防止の総合的な支援の推進
⇒DV被害者からの相談件数は増えており、内容も多岐に渡っていることから、一人ひとりに寄り添った対応を行うとともに、関係機関との連携を強化する。

★女性の活躍推進
⇒国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、様々な講座やセミナーを開催するとともに、男性や企業経営者に対する意識啓発に努める。

区民とともに

区民（地域・NPO・事業者等を含む）に期待すること

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT等に関する講座やセミナーを受講する。
- ・講座等から得た知識、考え方を内容を周りに広め、社会に波及させていく。
- ・日常生活において、DV被害を受けている人がいないか気にかけて、発見した場合は行政の相談機関の案内などのアドバイスを行う。
- ・女性が自ら自己実現に向けた意識を向上させることで、多様な生き方を選択し、持続可能な社会を形成する担い手となる。



区（行政）の役割

- ・男女平等や男女共同参画、LGBT等に関する講座やセミナーを実施する。
- ・講座やセミナーのテーマを社会情勢の変化に対応した多様なものとする。
- ・DV被害者に寄り添ったきめ細かい支援を行い、相談態勢の充実を図る。
- ・女性の活躍が推進されるよう、自己実現や経済的な自立に向けた、女性にアプローチした取組みを進める。

(1) 男女平等の意識づくり

男女共同参画意識の向上が図られる

【基本計画2015の実績評価】

スペースゆう（北区男女共同参画拠点施設）における講座及び事業への参加者数は一定の数字を維持している。

国の男女共同参画週間に準じて行う事業や国のDV防止週間にあわせた講座の実施、区民等の活動団体等との協働で実施するパートナーシップ事業や女性の活躍推進に関連した講座などを実施している。

講座や事業の周知については北区ニュースをはじめとする従来の広報活動のほか、北区公式ホームページやSNS等を通じた情報の拡散にも努めている。

スペースゆうが主催する講座や事業への参加者数が、平成29年度の実績で延べ2,966人、多目的室等の施設利用者数は、平成29年度の実績で延べ11,538人となっている。また、スペースゆうでの男女共同参画推進登録団体数は、平成30年4月時点で58団体となっている。

男女共同参画意識の向上のため、スペースゆうにおける講座及び事業については、今後も継続して行っていく必要がある。

一方で、時代とともに啓発すべき課題や受講者ニーズは変化しているため、一層の工夫を要する。例えば、子育て中で就職に踏み切れない女性を対象とした「子育てママの未来計画」の講座を大学との連携を通じて行うなど、今までにない形態の講座を行うことも重要である。

【社会動向】

【国】国立女性会館等において、セミナーや研修、シンポジウムを実施している。

【東京都】東京ウィメンズプラザを中心に職務研修及び啓発講座等を実施している。最近では、男女共同参画に限らず、多様性社会への対応を踏まえた内容についても展開している。

【区】スペースゆう（北区男女共同参画拠点施設）での啓発講座等の開催をしており、男女共同参画の意識向上を図っている。

⇒時代の変化に伴う、男女共同参画に関する講座等に求められるテーマの変化に対応する必要がある。

たとえば、最近言葉が浸透してきたLGBT等のほか、さらに広い概念であるSOGI（性的指向・性自認のあり方）についての啓発活動に努めていく必要がある。

【今後の課題】

①スペースゆうでの講座及び事業への参加者について、若年層の参加が少ない状況にある。

また、様々な立場にある一が個人として尊重され、また社会の中で等しく平等に扱われているかを考えると、必ずしもそのような状態となっていないため、男女を問わず個人が互いに理解し合える社会にする必要がある。

②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、多様性の社会の推進に向けた意識啓発として、男女共同参画に限らず、LGBTやSOGI（※36）の考え方について啓発する必要がある。

【基本計画2020に向けて】

男女共同参画社会の実現や、SOGI（性的指向・性自認）の概念の普及啓発のため、研修や啓発活動を実施し、多様性社会へ対応する。

【施策の方向性】

①学習・啓発による男女共同参画意識の向上
様々な立場の人が学習機会や啓発活動に携わる機会を創出し、男女共同参画意識の向上を図る。また、インターネット上でのNPO法人からのイベント等の情報発信や東京都や他の自治体の動向を踏まえた上で、講座及び事業を実施していく。

②性の多様性への理解促進

LGBT等の当事者理解にとどまらず、すべての人が持つ属性としてのSOGI（性的指向・性自認のあり方）という概念の普及啓発に向けて、職員や区民、事業者などそれぞれの立場に向けた取組みを推進する。

【取組み例】

①デートDV（※37）の講座開催といった若年層の関心を引くきっかけづくり、SNS等を活用した事業の周知を行う。

スペースゆう利用者への声かけ、登録済の団体との新たな協働を踏まえた企画を検討するといった、新規登録団体を促進する。

②職員については、研修等を通じてLGBTやSOGIの意味を正しく理解して、行政サービスの提供に活かせるようにする。区民については講座等の開催、事業者については従業員に対する支援や就業規則等の見直しのためのアドバイザー派遣等を行う。

【重点施策】

★学習・啓発による男女共同参画意識の向上

⇒時代とともに変化する、啓発すべき課題や受講者のニーズを的確に捉えた事業、国や都の施策に連動した講座やセミナーを実施する。

【単位施策の変更】

②性の多様性への理解促進

⇒従来の男女共同参画に関する意識啓発のほか、LGBTやSOGI（性的指向・性自認）という概念の普及啓発を行い、多様性が尊重される社会をめざして、新たな単位施策を設ける。

【各種調査結果】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】

○性的少数者について、自分自身の問題や身の回りの問題と捉えている人の割合が約1割となっており、少なからず当事者が存在していることが判明した。

⇒男女参画に関する教育や啓発活動、周囲からの理解に力を入れていく必要がある。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】

○区の施策の満足度と重要度の質問について、5年前の調査と比べると、満足度については変化がないのに対し、重要度は0.1ポイント上昇している。

⇒重要度が上昇している原因として、LGBT、SOGIといった新たな概念に対する関心が高まったことが一因と考えられる。

(2) 男女共同参画社会の推進

男女とも個人として尊重され、助けあう社会が形成される

【基本計画2015の実績評価】

北区配偶者暴力相談支援センター機能の、こころと生き方・DV相談者数及びDVダイヤル相談者数は毎年件数が増加している。

男女共同参画の視点からの防災対策の充実については、災害時に女性を対象とした相談態勢をスペースゆうと協定団体との間で締結しているが、女性が避難生活において我慢を強いないための相談態勢の構築については検討を進めている状況である。

審議会等の委員への女性の参画率は、ここ数年は数字的には横ばいが続いている。

審議会の委員構成は男性の割合が多く、女性の登用が進んでいない状況であり、女性の参画率は、北区の審議会等の場合、27.7%となっており、国が指針として示している40%に及ばない。

北区配偶者暴力相談支援センター機能については、平成28年4月に整備完了しており、計画事業として順調に推移している。

平成29年度実績では、面接での相談者数が延べ673名、電話での相談者数は延べ80名となっている。

DV相談態勢については、平成28年4月に機能整備が完了し、DV専用ダイヤルをはじめ相談者支援に対応しているが、引き続き相談態勢の充実を図る必要がある。

男女共同参画の視点からの防災対策の充実については、女性が避難生活において我慢を強いないための相談体制を構築するとともに、避難所における女性の視点から見る防災人材の育成に向けて施策を推進していく必要がある。

【社会動向】

【国】平成27年12月に「あらゆる分野における女性の活躍」・「安全・安心な暮らしの実現」・「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」等を主要項目とした「第4次時男女共同参画基本計画」を閣議決定した。

【東京都】平成29年3月に「働く場での女性の活躍の推進」・「いきいきと暮らせる東京の環境づくり」・「多様な人々への支援」・「暴力の防止と被害者支援」等が主要項目となる「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定した。

【区】

第6次アゼリアプラン策定のため、区民・事業者・町会自治会・中学生を対象とした男女共同参画に関する意識・意向調査を行った。

⇒区民への意識意向調査や国・都の動向を施策に反映させていく必要がある。

【今後の課題】

①男女共同参画に関わる法整備が進み、社会の意識が少しずつ変化中、依然として性別による固定的役割分担の意識やそれに基づく慣行等が存在している。

身近な地域の課題解決等の実践的活動に女性が携わるメリットを多くの人が実感する機会を拡大する必要がある。

②DV被害者の相談内容は多岐にわたっており、一人ひとりに寄り添い、関係機関とも連携していく必要があるが、特に若年層の相談件数が少ないため、周知方法に課題があると考えられる。

【各種調査結果から】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】
ODVを受けた際の被害者の半数は誰にも相談できない状況にあり、また相談した被害者の相談先は家族・友人など身近な方が半数を占めていて、区の相談窓口を挙げたのは1.7%に過ぎなかった。

また、内閣府男女共同参画局の男女間における暴力に関する調査報告書によると、配偶者からの暴力の被害を受けた方の1パーセント程度しか公的な機関に相談してなかった。

⇒相談窓口のPRを含めたDV相談体制の充実が必要である。

【基本計画2020に向けて】

男女共同参画の視点から、責任ある立場への女性の参画促進等、社会の意識やシステムを変えていくための取組みを推進し、男性と女性が個人として尊重され、お互いに助け合うしくみづくりを行う。
また、DV被害者に対する相談支援体制の一層の充実を図る。

【施策の方向性】

①男女共同参画の推進

男性も女性も個人として尊重され、お互いに助けあうしくみを作ることで、男女共同参画社会を構成する。

固定的な性別役割分担を払拭し、日常生活や社会において、男女それぞれが主体的な自己決定ができるような情報や支援が得られるよう、NPO・ボランティアや企業、大学等地域の多様な主体と連携した実践的な取組みを推進する。

②暴力防止の総合的な支援の推進

DV被害者に寄り添った対応を行い、様々な支援を通じて相談者に豊かな人生を送ってもらうため、特に若年層への働きかけを工夫しながら、相談体制の充実を図る。

【重点施策】

★暴力防止の総合的な支援の推進

⇒DV被害者からの相談件数は増えており、内容も多岐に渡っていることから、一人ひとりに寄り添った対応を行うとともに、関係機関との連携を強化する。

【取組み例】

①男女共同参画行動計画である「北区アゼリアプラン」に基づき、スペースゆうを拠点とした各種事業を推進する。

審議会等の女性の登用率について、数値目標を提示する。

災害時の避難所において、女性の視点から見る防災人材による運営を行う等、男女共同参画の視点からの防災対策を構築する。

②DV被害者に対する継続的な相談態勢を維持していくとともに、日常的な関係機関（子ども家庭支援センターや生活福祉課、警察、東京都ウィメンズプラザなど）との情報共有、連携強化を図る。

若年層への周知としては、中学生及び高校生向けの出前講座の実施や大学の学園祭への出店による啓発、SNSやメディアを活用した広報を進める。

LGBT等の相談者への対応についても、他自治体の例を参考としながら検討を進める。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

男女とも仕事も家庭生活においても充実した生活を送ることができる

【基本計画2015の実績評価】

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業については、区報や北区公式ホームページによる広報に加え、産業団体の協力を得て周知啓発に取り組んでいる。



企業認定について、複数年で見ると目標数は維持している状況であるが、アドバイザー派遣については目標数に達していない。ワーク・ライフ・バランスの考え方自体はここ数年で社会的な認知は進んでいる状況である。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、継続的に取り組むべき事業であるが、応募企業が少ない年もあり、周知やPRにさらに工夫が必要である。また、ワーク・ライフ・バランスの考え方は浸透してきているが、国の働き方改革や女性の活躍推進等を受けて、就労形態の多様化に伴う保育サービスや介護サービスの充実を図るとともに、女性の活躍推進に向けた施策を充実させる必要がある。

【社会動向】

【国】時限立法として女性の活躍推進法が制定されたほか、平成30年には働き方改革関連法が制定され、女性が社会でより活躍できるように施策を打ち出している。

【東京都】ライフ・ワーク・バランスの推進として、企業向けの実践プログラムの提供、中小企業支援助成金事業、コンサルタントによる助言指導を行っている。

【区】北区男女参画行動計画の目標の一つに「仕事と家庭・地域生活を両立できる社会」を掲げており、それに基づいて施策を実施している。

⇒ワーク・ライフ・バランスに対する認知度が高まっており、今後もこの傾向は続いていくとみられる。

【今後の課題】

①ワーク・ライフ・バランスに係るアドバイザー派遣については申請件数が少ない。
ワーク・ライフ・バランスに対する社会的認知度は高まっているが、企業側に対する更なる周知が必要である。

②結婚や出産を機に仕事から離れていく女性が多いため、女性の活躍が継続していくよう施策を充実させる必要がある。
また、就業形態の多様化への対応するため、起業家の育成やキャリアアップ、再就職準備などにも区が積極的に取り組んでいく姿勢を見せしていく必要がある。
さらに、女性が活躍するのにあたっては、男性の協力も不可欠のため、男性への意識啓発も必要である。

【各種調査結果から】

【区民向け男女共同参画意識意向調査（平成30年度）】
○望ましい女性の働き方として、出産後に仕事に復帰すべきと考える人の割合は半数近くに上った。

⇒5年前の調査に比べてもその割合が高くなり、女性の活躍推進がより重要であることが裏付けられた。

【北区民意識・意向調査（平成30年度）】
○女性が活躍する社会のための重点施策についての質問で、複数回答において、女性の就労の場や機会の拡大が46.9%と高い数字になっている。特に女性での重点施策では1位となっている。

⇒子育て支援施策の充実は2位となっているが、一定の支援が定着したところで、女性の活躍推進法の成立により女性の関心が高まっている。

【基本計画2020に向けて】

男女が共に仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を行っていく中、特に女性のライフステージに合わせた活躍を後押しするしくみづくりを行う。

【施策の方向性】

①ワーク・ライフ・バランスの推進
様々な仕事に就いている労働者が仕事と生活をバランスよく両立できるよう支援する。
保育サービスの拡充や介護離職防止への対応、男性や企業経営者向けの講座の実施による理解促進を進める。

②女性の活躍推進
すべての女性がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援等の取組みを推進する。

【取組み例】

①ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業について、産業団体の協力を得ながら普及啓発に努める。
中小企業経営者や労務担当者向けの講座を開催することにより、企業がワーク・ライフ・バランスに対する理解と取組みを推進する。

②様々な立場にいる女性に対して、セミナーや講座を通じ、就労支援、復職支援に向けた取組みを行う。
就労形態の多様化に対し、仕事を始める前への対応、起業への対応、キャリアアップへの対応など多角的なアプローチを行う。

【重点施策】

★女性の活躍支援

⇒国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、様々な講座やセミナーを開催するとともに、男性や企業経営者に対する意識啓発にも努める。

【施策体系の再編】

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②女性の活躍推進

「仕事と家庭生活の両立支援」という単位施策を2つの施策に再編。
従来のワーク・ライフ・バランスの推進のほか、国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、自己実現・経済的自立に向けた女性の意識啓発や支援に努めていく。